

第7期 美里町

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

平成30年3月

美 里 町

ごあいさつ

我が国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、美里町においても、高齢化率は平成29年度には30%を超え、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年には35%を超えることが推計され、3人に1人が高齢者となることが見込まれます。



こうした状況のもとで、7年後を見据え高齢者のニーズ等を把握し、平成30年度から平成32年度までの3ヵ年を計画期間とする「第7期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域包括ケアシステムの推進」、「健康づくり・介護予防の推進」、「在宅医療・認知症ケアの推進」、「社会参加の促進と安心・安全なまちづくりの推進」、「介護保険サービスの充実」と5つの基本目標を掲げ、高齢者のみなさまの健康づくりや生きがいづくり、また、必要とする介護サービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた地域で生活することができることをめざしています。

平成12年度に始まった介護保険制度は、制度改革を重ねながらサービスの多様化を遂げてきましたが、美里町でもすべての高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていける町づくりをめざし、「地域包括ケアシステム」の充実に向けて関係機関との連携を構築しながら、高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくりを引き続き進めてまいりますので、町民のみなさまをはじめ関係機関や関係団体のみなさまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり貴重なご意見やご提言をいただきました「美里町介護保険運営協議会」の皆様をはじめ、計画策定のためのアンケート調査にご協力いただきました町民の皆様にお礼を申し上げます。

平成30年3月

美里町長 原田 信次

目 次

総 論

第1章 計画策定について	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 介護保険制度改正の主な内容	7
5 計画の策定体制	8
第2章 高齢者を取り巻く現状	9
1 美里町の状況	9
2 高齢者の状況	12
第3章 計画の基本理念・基本方針	18
1 計画の理念	18
2 基本方針	19
3 基本目標	21
4 計画策定に関する将来推計	22
5 日常生活圏域	24

各 論

第1編 高齢者福祉計画

第1章 高齢者福祉施策	27
1 施策体系	27
2 高齢者福祉施策の展開	28

第2編 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業の現状	47
1 介護認定者の状況	47

第2章 介護保険サービスの充実	50
1 居宅サービスの充実	51
2 地域密着型サービスの充実	64
3 施設サービスの充実	71
第3章 介護保険事業費の見込み	75
1 介護保険料算出の流れ	75
2 介護保険料の負担割合	76
3 第7期給付費の推計	77
4 地域支援事業費	79
5 第1号被保険者介護保険料	80
6 所得段階における負担割合と保険料	81
第3編 計画の推進	
第1章 計画の推進に向けて	82
1 連携の強化	82
2 推進体制の強化	82
3 計画の進行管理	83
第2章 介護保険事業の円滑な運営に向けて	84
1 円滑な制度運営のための体制整備	84
2 利用者への配慮	84
3 サービスの質の向上	84
4 要介護認定率減少への取り組み	84
5 介護保険適正化プログラムの推進	84
6 介護保険料の確保	86
資料編	
1 策定経過	89
2 介護保険施行規則（介護保険運営協議会部分の抜粋）	90
3 平成29年度美里町介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会 委員名簿	91

総論



総論

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景

日本の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成 29（2017）年推計出生中位推計）によれば、高齢化率は平成 27（2015）年の26.6%で4人に1人を上回る状況から、平成 37（2025）年に30.0%とちょうど3割に達し、平成 48（2036）年には33.3%で3人に1人と見込まれています。

本町においては、総人口が緩やかに減少するとともに、高齢化率は年々増加しており、高齢化率は平成 29（2017）年 10 月 1 日現在、30.2%で、内訳は前期高齢化率が 15.6%、後期高齢化率が 14.6%で、今後も上昇し続けると見込まれます。

国ではこれらの情勢をふまえ、高齢社会を乗り越える社会モデルを構築するため、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成 37（2025）年は目前に迫ってきています。そのような中、平成 28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されることとなりました。

本町では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までを計画期間とする「第6期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、施策の展開を図ってきました。

介護保険事業計画は3年毎の見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度等の改正、本町における高齢者福祉行政をとりまく状況の変化及び高齢社会における課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

本町に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりをめざし、町民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを計画期間とする「第7期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を併せ、本町における高齢者の総合的・基本的計画として、一体的に策定しています。

また、町の個別計画として、本町の上位計画である「美里町総合振興計画」の理念に基づいて策定されるものです。

(1) 「高齢者福祉計画」の位置づけ

本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえ、老人福祉法に基づく老人福祉計画として位置づけられます。

老人福祉法

第20条の8第1項 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 「介護保険事業計画」の位置づけ

本計画は、介護保険法に基づくものであり、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、今後3年間の年度ごとに必要なサービス量とその費用を見込みます。

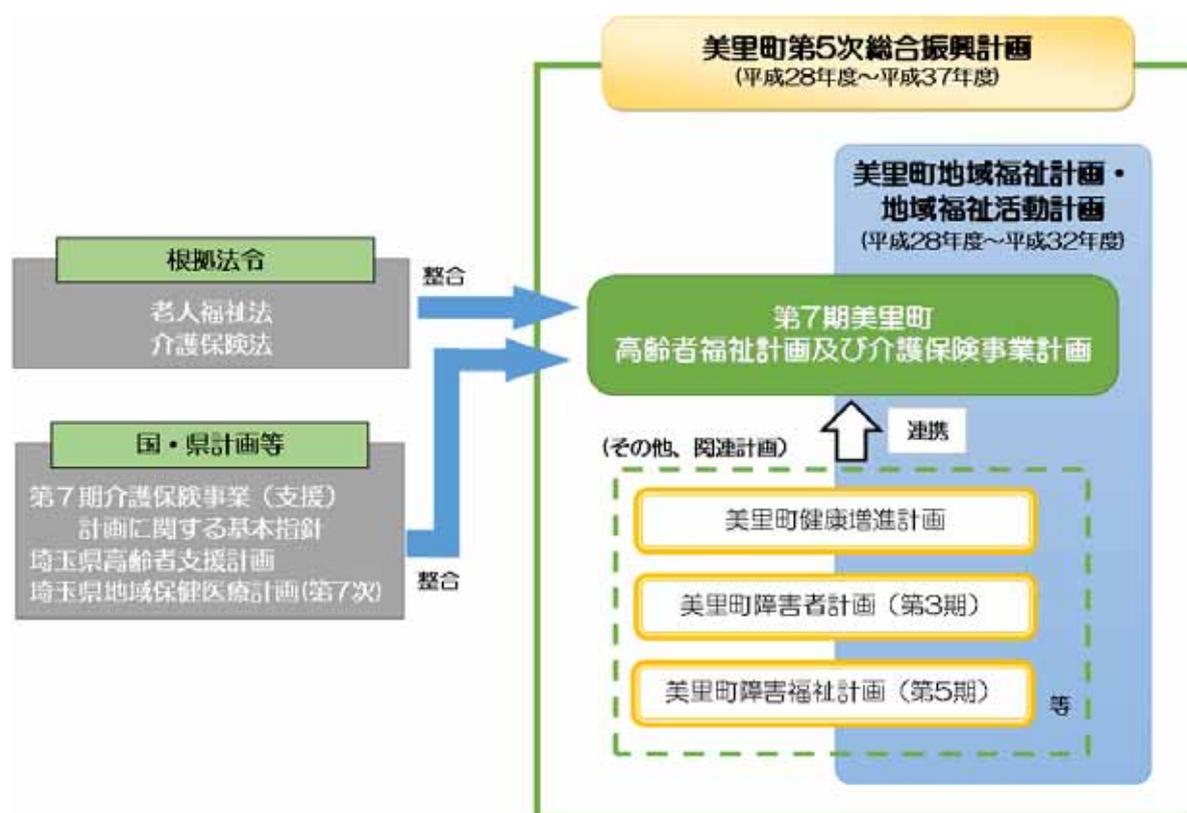
介護保険法

- 第117条第1項 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 第117条第6項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 第117条第7項 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 第117条第8項 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(3) 関連計画との整合性

本計画は本町の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置づけられることから、国の基本指針、県の高齢者支援計画、その他介護保険事業に関する各計画との連携、整合性を図るほか、医療と介護を一体的に推進するために埼玉県が策定する第7次地域保健医療計画と整合性を図ります。

また本町の総合振興計画、各行政部門の計画とも連携しながら策定します。



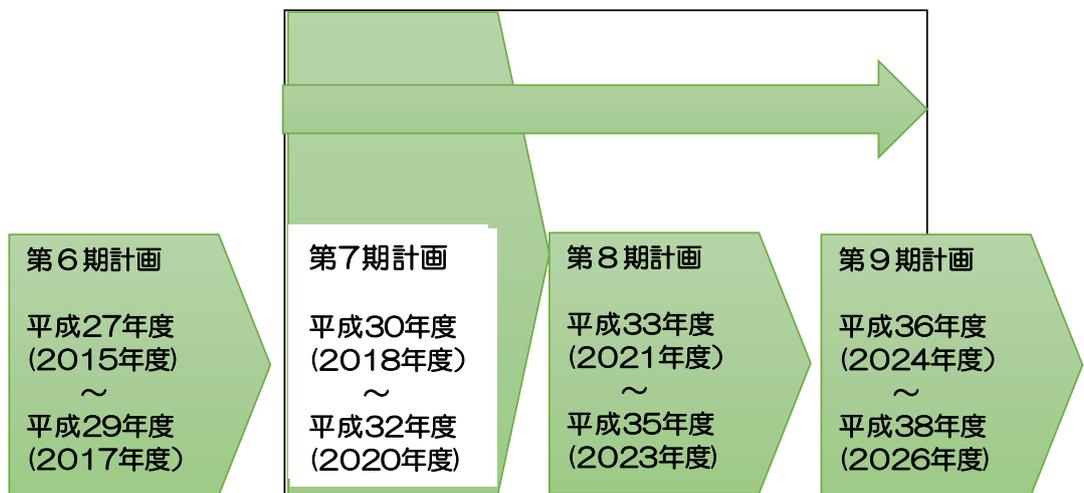
3 計画の期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年を1期とする「第7期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」として策定し、計画最終年度の平成32（2020）年度に計画の見直しを行います。

本計画では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる平成37（2025）年を見据えつつ、平成32（2020）年度までの3年間の目標値を設定します。

■計画の期間

<平成37（2025）年までの見通し>



団塊の世代が65歳に

団塊の世代が75歳に

4 介護保険制度改正の主な内容

介護保険制度については、計画の期間と合わせ3年ごとに見直しが行われます。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に、必要なサービスが提供されることを目的とした今回の改正内容は以下のとおりです。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)の主な内容

介護保険制度の主な内容	
1	地域包括ケアシステムの深化・推進
	(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化（介護保険法） <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援・重度化予防へ取り組む仕組みの制度化 ・財政的インセンティブの付与の規定の整備 (2) 医療・介護の連携の推進（介護保険法、医療法） <ul style="list-style-type: none"> ・新施設「介護医療院」の創設 (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法） <ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援体制づくり（地域住民の地域福祉活動への参加促進、総合的な相談・調整体制づくり等） ・共生型サービスを位置付ける
2	介護保険制度の持続可能性の確保
	(1) 高所得層の利用者負担の割合を3割とする（介護保険法） (2) 介護納付金への総報酬制の導入（介護保険法）
3	地域包括支援センターの機能強化
	(1) 事業の自己評価、質の向上を義務付け（介護保険法） (2) 市町村に、地域包括支援センター事業の評価を義務付け（介護保険法）
4	認知症施策の推進
	(1) 新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を介護保険制度に位置付ける（介護保険法）
5	居宅サービス事業者等の指定に関する保険者の関与強化
	(1) 事業者指定に関し、市町村が意見を言える仕組み（介護保険法） (2) 地域密着型通所介護が計画値に達している場合等に事業所の指定を拒否できる仕組み（介護保険法）

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、被保険者代表などを委員とする「美里町介護保険運営協議会」を設置し、計画内容を審議してきました。

また、住民福祉健康課を中心に庁内関係各課との連携を図り、美里町介護保険運営協議会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の検討・調整を行いました。

策定過程においては、パブリックコメントを実施し、広く町民からの意見を反映させました。

(2) アンケート調査の実施

美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すにあたり、高齢者の生活状況や健康状態などをうかがい、介護の実態や課題、意見や要望を把握し、策定の基礎資料とするために実施しました。

① 調査の対象及びサンプル数

調査票名称	調査対象者	配布者数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上一般町民、要支援1、要支援2	400人
在宅介護実態調査	要介護認定者（要介護1～要介護5）	100人

② 調査方法及び調査実施期間

調査票名称	調査方法	調査実施期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送による配布・回収	平成29年7月7日 (2017) ～平成29年7月25日 (2017)
在宅介護実態調査	訪問調査員による 聞き取り調査	平成28年11月1日 (2016) ～平成29年7月25日 (2017)

③ 回収状況

調査票	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
65歳以上一般町民等	400	264	66.0
要介護認定者	100	83	83.0

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 美里町の状況

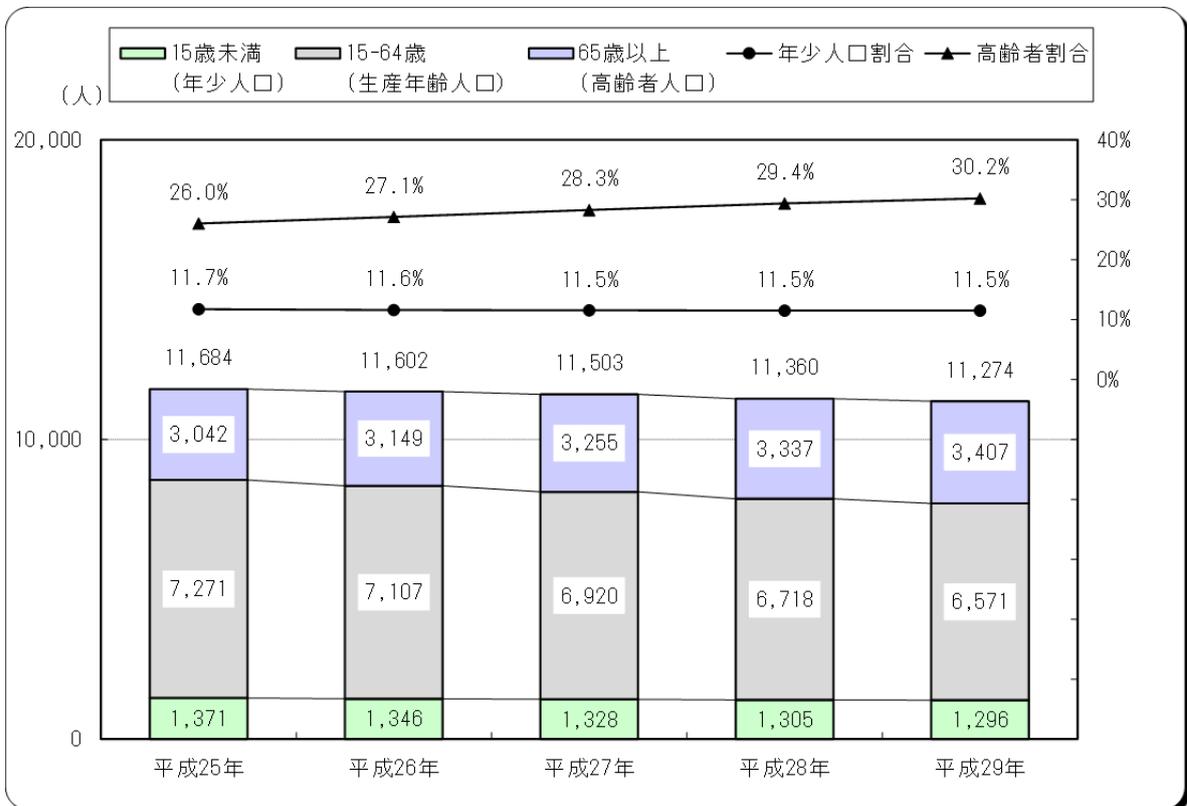
(1) 人口の推移

本町の人口の推移を住民基本台帳のデータからみると、総人口は減少傾向となっており、平成29(2017)年には11,274人となっています。

また、年齢区分別でみると、生産年齢人口(15歳~64歳)と年少人口(0歳~14歳)が減少し、高齢者人口(65歳以上)が増加しており、平成29(2017)年には高齢化率が30.2%となり、町民の3.3人に1人以上が高齢者となっています。

さらに、総人口に対する高齢者人口割合(高齢化率)をみると、高齢化率は上昇傾向で推移しており、平成25(2013)年に26.0%でしたが、平成29(2017)年には30.2%と4.2ポイント上昇しています。

■人口の推移

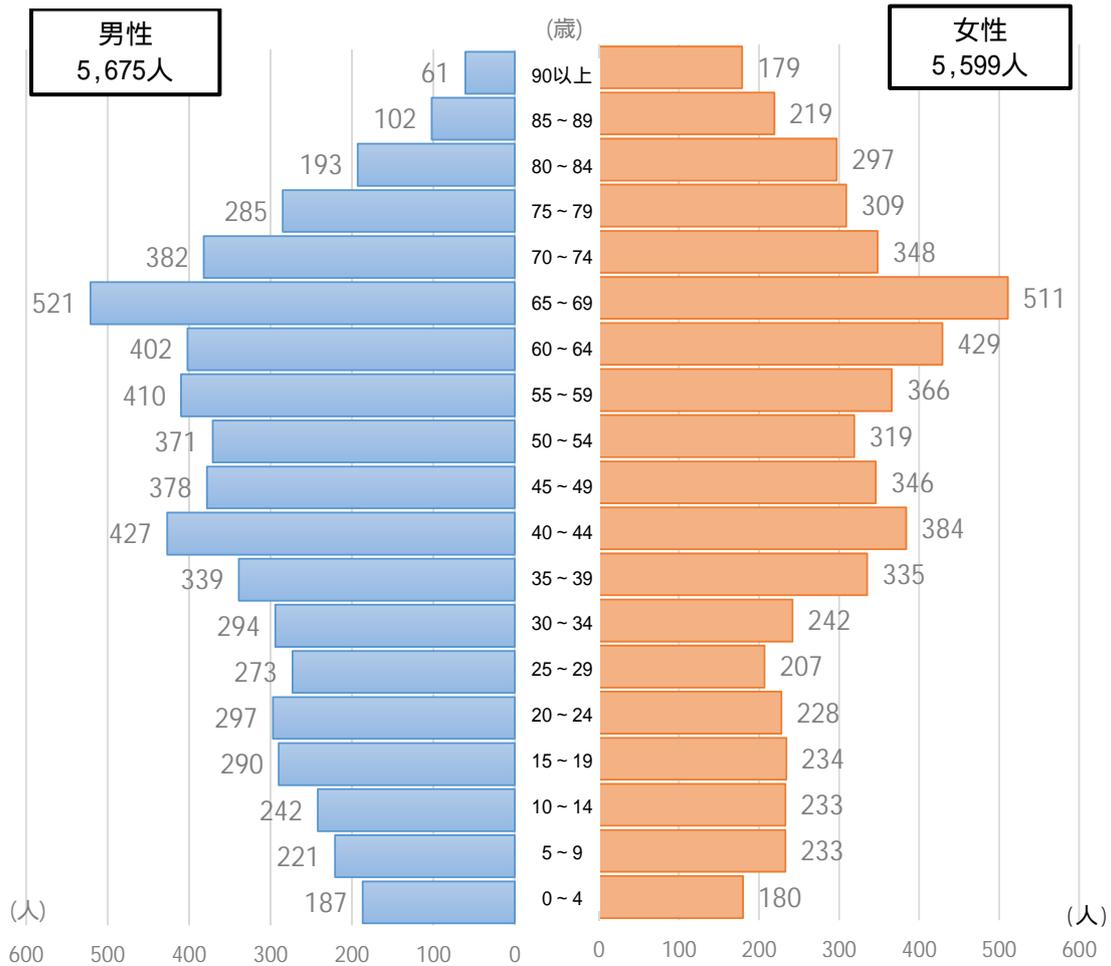


資料：住民基本台帳 各年10月1日

(2) 人口構成

本町の人口構成を人口ピラミッドで見ると、男性女性ともに65～69歳の年齢層が多くなっています。また、男女比率では75～79歳以上は女性が多くなっています。

現在の人口ピラミッドは逆三角形型に近いことから、団塊の世代が今後高齢化すると一段と逆三角形化が進行していくと推測され少子高齢化が一層進行すると推測されます。



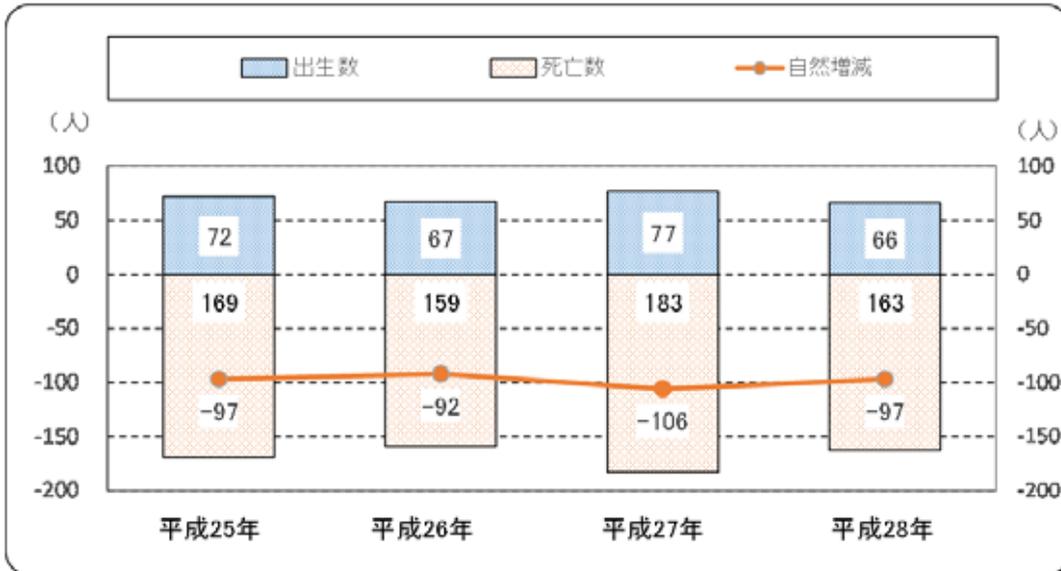
資料：住民基本台帳 平成29(2017)年10月1日現在

(3) 人口動態

人口の自然動態は、減少のまま横ばいで推移しています。

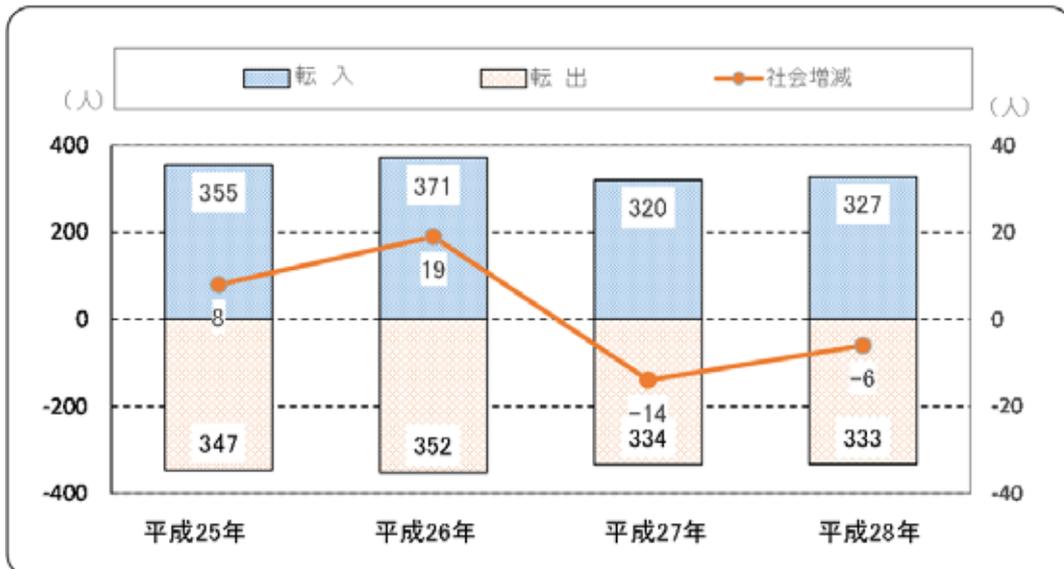
人口の社会動態は、平成26(2014)年までは増加傾向でしたが、平成27(2015)年以降は減少で推移しており、自然動態の減少に社会動態の減少も加わり、人口動態は全体的に減少で推移しています。

■自然動態の推移



資料：住民基本台帳（各年1月～12月）

■社会動態の推移



資料：住民基本台帳（各年1月～12月）

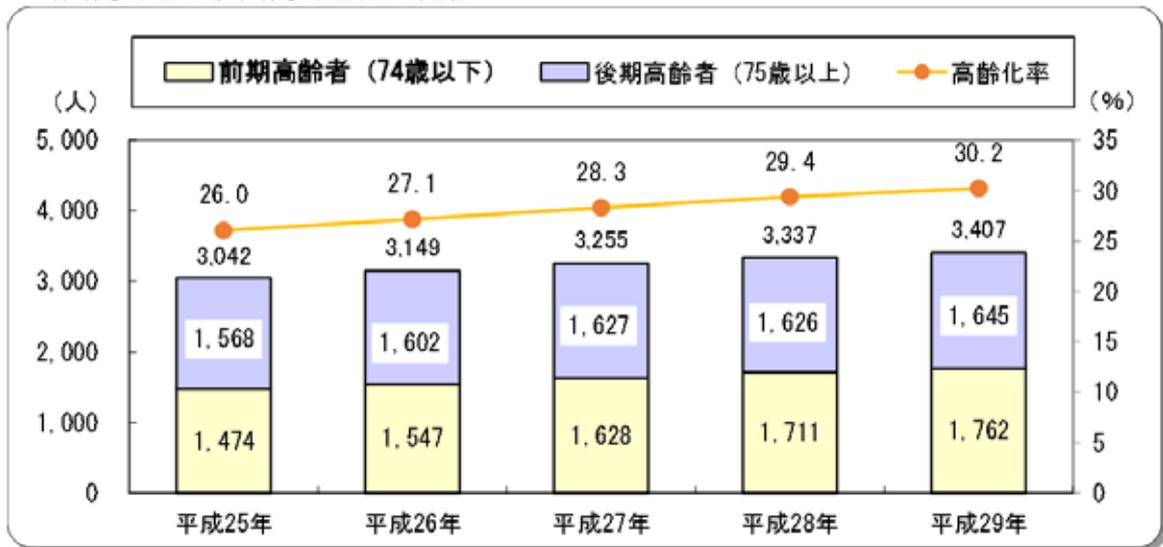
2 高齢者の状況

(1) 65歳以上人口の状況

65歳以上の高齢者を前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者（75歳以上）別に人数をみると、平成26（2014）年までは後期高齢者数が前期高齢者数を上回って推移しています。団塊の世代が65歳になったことから、平成27（2015）年以降は前期高齢者数が後期高齢者数を上回りました。

後期高齢者は前期高齢者と比較して、医療や介護のニーズが急増することから、前期高齢者ができる限り介護を必要としないように、介護予防に取り組むことが必要です。

■前期高齢者と後期高齢者数の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査による高齢者世帯数の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯数はともに増加傾向で推移しています。高齢化がさらに進むと見込まれることから、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加すると予想され、高齢者のみの世帯に対する地域の支援体制の構築が必要です。

■高齢者世帯の推移

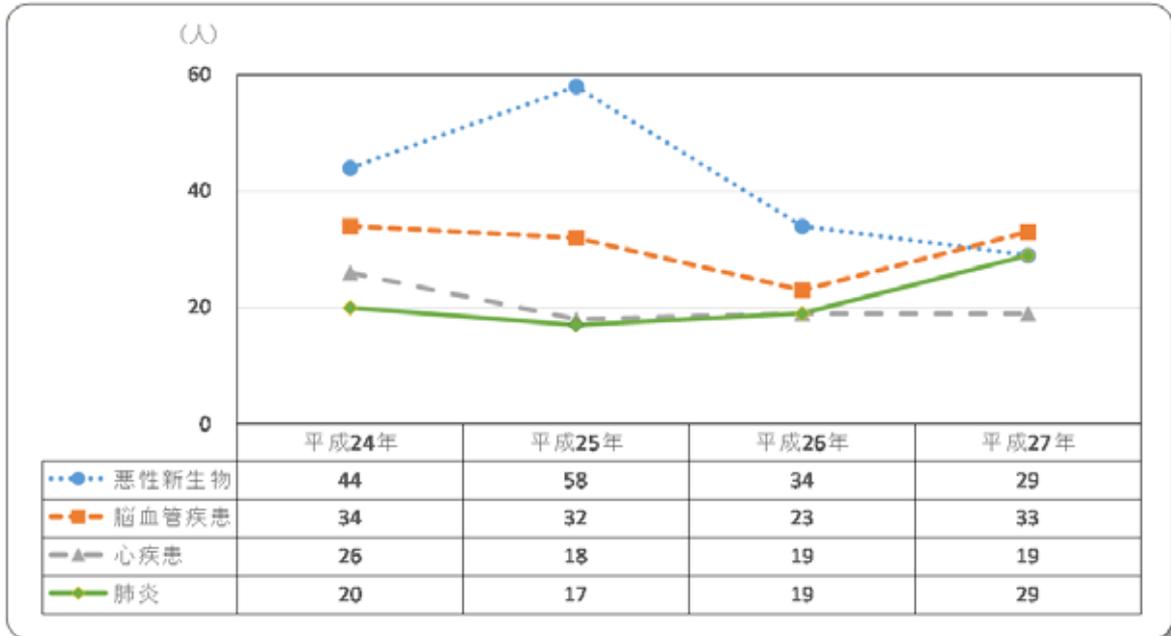
区分	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者単身世帯	世帯	82	124	220	245	300
	%	2.6	3.7	6.4	6.9	8.3
高齢者夫婦世帯	世帯	156	218	260	262	387
	%	5.0	6.6	7.6	7.4	10.7
総世帯数	世帯	3,105	3,307	3,441	3,550	3,612

資料：国勢調査

(3) 主要死因別死者数の状況

本町の主要死因の上位は、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く）、肺炎となっており、生活習慣病を起因とする疾患が上位を占めていることから、生活習慣の改善が課題となっています。

■主要死因別死者数の推移



資料：保健統計年報

(4) アンケート調査結果からの現状等について

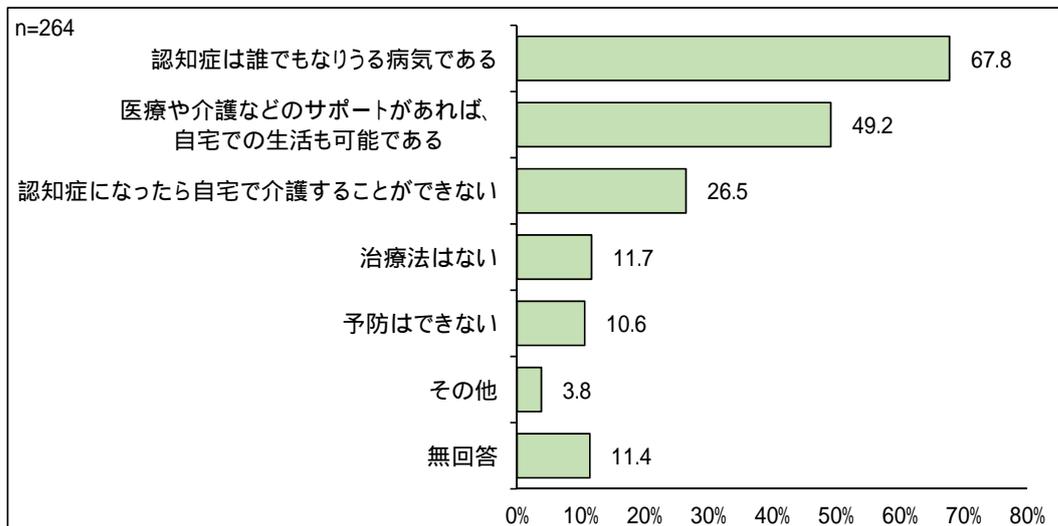
本調査は、「第 7 期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定にあたり、町民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、調査目的を踏まえ、国の基本モデル調査票をベースとして、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

今後の施策に関連する調査結果を抜粋して掲載しています。

① 認知症への関心

認知症についてのイメージでは、「認知症は誰でもなりうる病気である」が67.8%で最も多く、次いで「医療や介護のサポートがあれば、自宅での生活も可能である」(49.2%)、「認知症になったら自宅で介護することができない」(26.5%)などの順となっています。

■ 認知症についてのイメージ(複数回答)

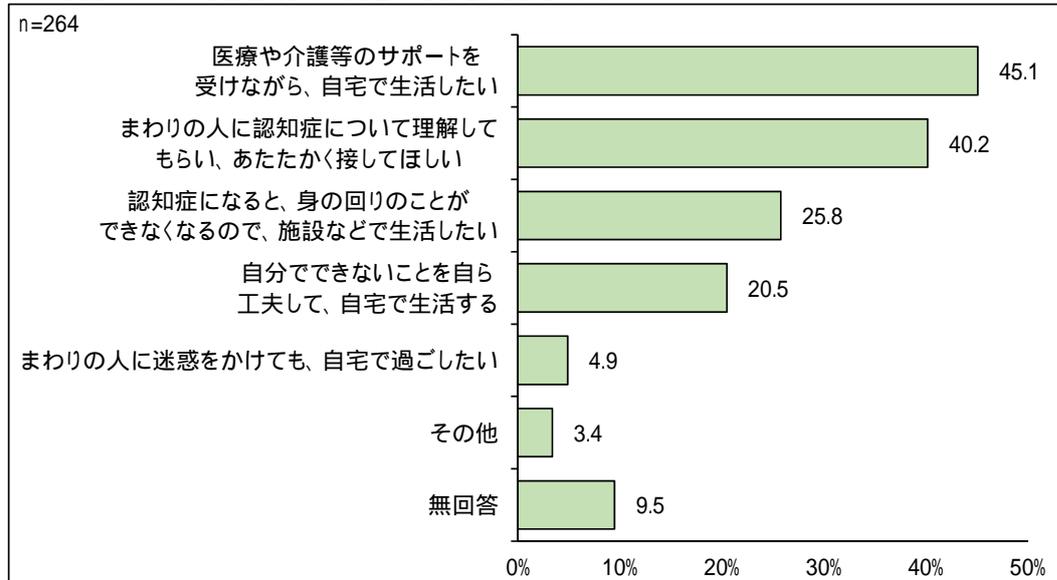


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

② 認知症になったときの対処

本人が認知症になった場合の対処の考えをみると、「医療や介護等のサポートを受けながら、自宅で生活したい」が45.1%、「まわりの人に認知症について理解してもらい、あたたかく接してほしい」が40.2%、「認知症になると、身の回りのことができなくなるので、施設などで生活したい」が25.8%などとなっています。

■ 認知症になったときの対処の考え(複数回答)

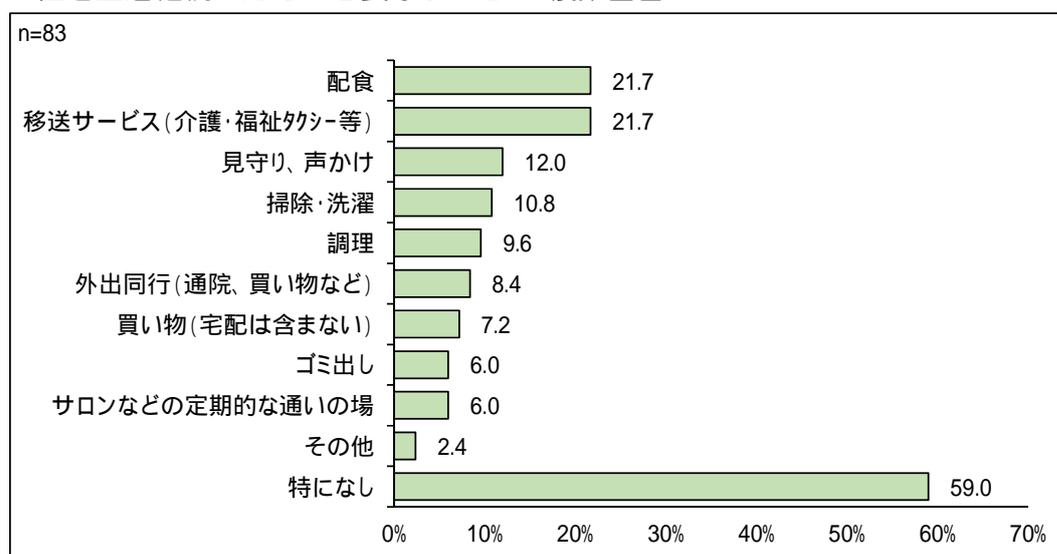


資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

③ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスを尋ねたところ、「配食」と「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が21.7%で最も多く、次いで「見守り、声かけ」(12.0%)、「掃除・洗濯」(10.8%)などニーズがあることから、提供サービスの検討が必要です。

■ 在宅生活継続のために必要なサービス(複数回答)

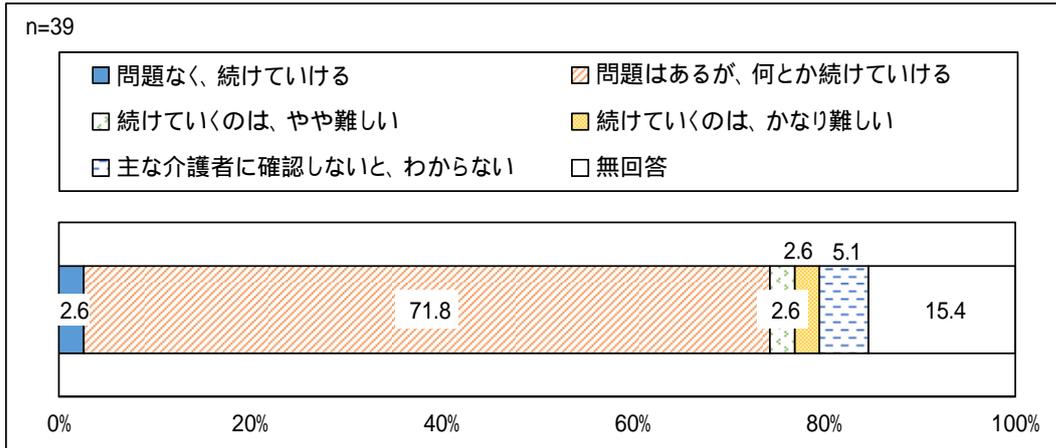


資料：在宅介護実態調査

④ 仕事と介護の両立の継続について

今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「問題なく、続けていける」が2.6%、「問題はあるが、何とか続けていける」が71.8%で合計すると74.4%となっています。また、「続けていくのは、やや難しい」(2.6%)と「続けていくのは、かなり難しい」(2.6%)を合計すると5.2%となっていることから、介護のための離職等の相談対応や家族介護支援、また、必要とする介護サービス等が必要となっています。

■仕事と介護の両立の継続についてな考え



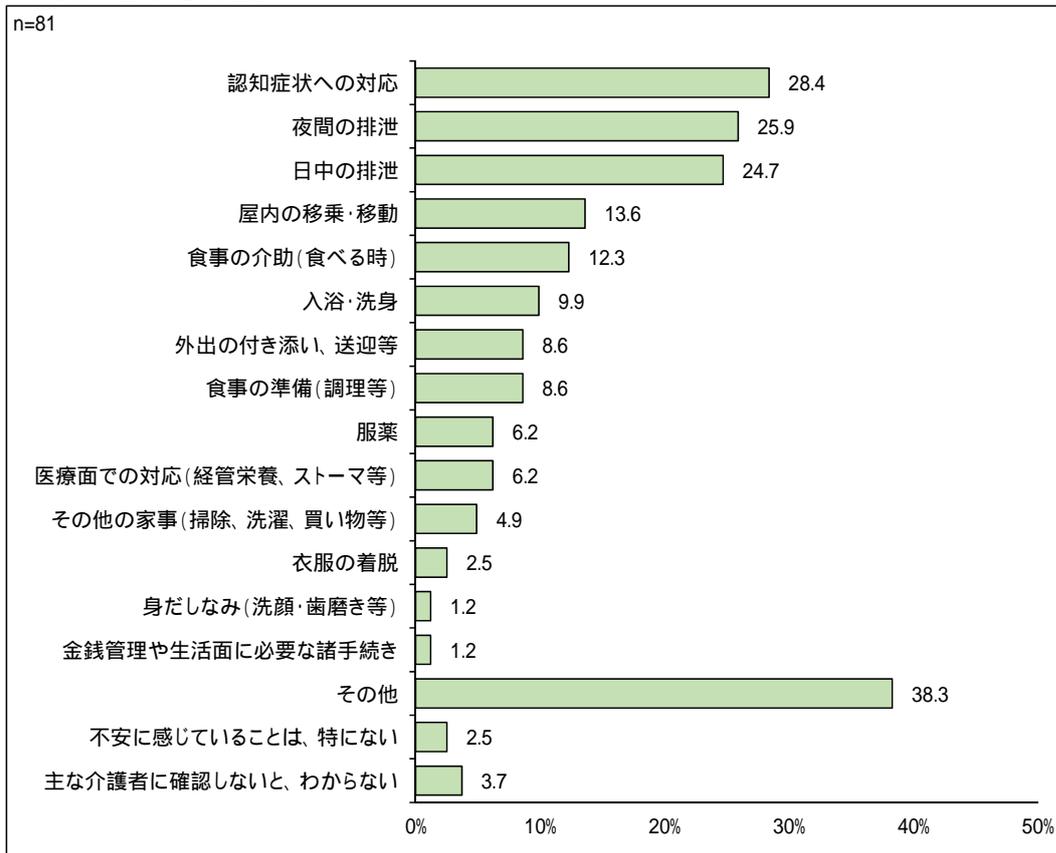
資料：在宅介護実態調査：働いている方のみ

⑤ 不安を感じる介護

現在の生活を継続していくにあたり、不安を感じる介護等を尋ねたところ、「認知症状への対応」(28.4%)、「夜間の排泄」(25.9%)、「日中の排泄」(24.7%)、「屋内での移乗・移動」(13.6%)、「食事の介助(食べる時)」(12.3%)等が上位にあげられています。

こうした不安を解消するための情報提供や相談窓口等の周知も必要です。

■不安を感じる介護



資料：在宅介護実態調査

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の理念

高齢者の自分らしい生き方を支える地域づくり

本町の高齢化率は年々高くなり、この傾向は今後も続くことが予想されている中、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本町では、第6期計画で「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できる環境づくりを目指してきました。

第7期計画では、高齢者が今までつちかった個性、経験、知恵を生かしながら、自分らしく生きていける社会の実現に向けた地域づくりを目指します。

そのためには、若い世代を含めた、全ての世代の間の支え合いが必要です。さらに、町、関係機関・団体、地域住民がそれぞれの立場で高齢者を支え、また、すべての高齢者が尊厳を保ちながら健康づくりや生きがいづくりなど多様な社会参加を果たし、必要とするサービスを受けながら、生涯にわたって住み慣れた地域で生活することができる住みよいまちの実現を目指すとともに、介護が必要となったときに、適切な介護保険サービスが提供できるように、在宅サービスや施設サービスの一層の充実に取り組んでいきます。

2 基本方針

本町の65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37(2025)年には、65歳以上の高齢者人口割合は総人口の35%を超えると推計され、3人に1人が高齢者になる見込みです。

また、核家族化の進行によって、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が年々増加しており、高齢期や終末期に近くに身内がない場合、どのように支援していくかがますます重要となります。

このような状況のなか、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉と保健が連携した健康増進活動や生きがいづくりとともに、医療とも連携した地域包括ケアシステムの深化による地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められています。

そこで本町のめざす基本理念に向けて以下の基本方針に基づいて施策を展開します。

(1) 高齢期をいきいきと過ごすために

元気な高齢者が豊富な経験・技術をいかしながら、地域でいきいきと過ごすことができるよう、地域活動の情報提供や参加の促進・支援等を行います。さらに、地域支援の新しいサービスや、ボランティアの担い手として高齢者が活躍できる機会の創出や就労の促進、高齢者の主体的な活動への支援などを行い、高齢期をいきいきと過ごすことができるよう支援します。

また、すべての高齢者が心身や生活の状況に応じて自ら健康づくりに取り組めるよう、環境の整備に努めるとともに、要介護状態になることを予防するための介護予防事業の実施や体制の整備に努めます。

(2) 高齢者が安心して暮らし続けるために

高齢者が安心して暮らすことができるように、日常の見守りや、災害時の支援に係る登録など、見守り体制の充実を図ります。

今後、地域で生活する上で支援を要する高齢者は増えていくと予想され、そのニーズに適切に対応していくため、既存のサービスに加えて地域で高齢者を支える仕組みや、多様な主体(ボランティアやNPO、民間企業、社会福祉法人など)が多様なサービス(見守りや交流サロンの開催、家事援助、外出支援など)を提供できる体制づくりを進めます。また、安全で快適に暮らせる住宅環境の整備に努めていきます。

さらに、今後予想される後期高齢者の増加により、医療と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、医療から在宅医療・介護までの一連のサービス体制の確保が必要となるため、医療と介護の連携や提供体制づくりの推進、そして認知症高齢者を支える地域づくりを進め、本町における地域包括ケアシステムの充実をめ

ざしていきます。

(3) 地域共生のまちづくりのために

高齢者がいきいきと安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者の活動の舞台であるまちは、安全で高齢者に配慮されたものである必要があります。

災害発生時や振り込め詐欺・悪質商法などの被害から高齢者を守るため、日頃から近隣住民相互の声かけなど地域の中での見守り体制が充実するよう取り組みます。

一方、国においては、「地域包括ケア」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなどへの支援や複合課題にも拡げた包括的な支援体制の構築が求められています。

こうしたことから、地域住民や地域の多様な主体が、制度・分野ごとの「支え手」「受け手」という関係を超えて、全て「我が事」として地域共生のまちづくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

(4) 介護離職ゼロに向けての取り組みの推進

現在、国では、平成 32 年（2020年）代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んでいます。

介護離職ゼロでは、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する人をなくすとともに、介護老人福祉施設に入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消することを目指しています。

本町においても、介護離職ゼロに向けた家族介護支援や介護サービスを設定し、必要な環境整備等に取り組んでいきます。

3 基本目標

計画の理念を実現するため、5つの基本目標を設定して、施策の体系を組み立て、事業推進を図ります。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域における多職種協働とネットワーク構築を図るための地域ケア会議を開催するとともに、地域の高齢者支援の中核となる地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ります。

基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

高齢者や要介護者等の地域における支え合い活動への参加を促進し、介護予防事業・地域支援事業を充実します。また、高齢者の保健・医療・福祉事業の充実と相互連携を推進するとともに、要介護者等の在宅・施設での自立を支援し、認知症の予防や認知症の方が地域での安心・安全な生活を支援するまちづくりを推進します。

基本目標3 在宅医療・認知症ケアの推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療と介護の連携を一層進めるとともに、在宅医療の充実を図ります。

基本目標4 社会参加の促進と安心・安全なまちづくりの推進

高齢者の就労をはじめとした社会的活動、生涯学習事業の振興を図り、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりを支援します。また、福祉のまちづくり、交通事故防止や災害時支援対策を推進し、住みよい地域環境の整備を図ります。

基本目標5 介護保険サービスの充実

介護サービスを利用する人が安心して生活を送ることができることをめざし、公平な負担のもと、質の高い介護サービスの提供ができるようサービス体制を確立するとともに、平成37(2025)年を見据えながらサービス量の推計を行い、介護保険財政の健全な確保と制度の安定した運営を推進します。

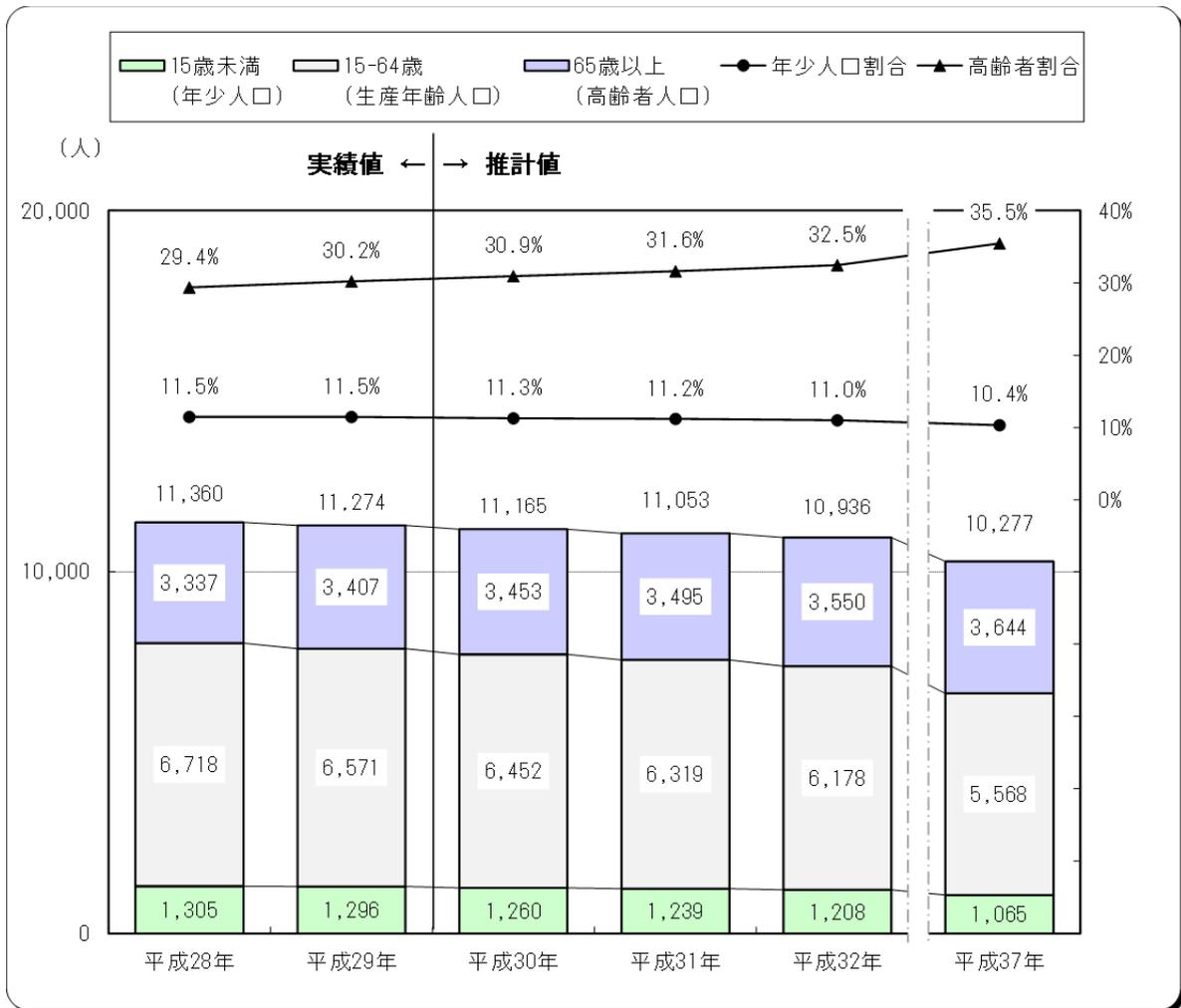
4 計画策定に関する将来推計

(1) 人口推計

平成 30（2018）年から平成 37（2025）年までの人口推計（平成 25（2013）年 10 月から平成 29（2017）年 10 月の住民基本台帳をもとに算出）をみると、総人口は減少傾向となり、平成 32（2020）年度は 10,936 人、平成 37（2025）年には 10,277 人になると予測されます。

また、総人口に対する 65 歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で、平成 32（2020）年度には 32.5%と推計され平成 29（2017）年度から 5.3 ポイント上昇すると予測されます。

■高齢者割合の人口推計



資料：平成 25（2013）年～平成 29（2017）年の住民基本台帳（各年 10 月 1 日）を
 基にしたコーホート変化率法による人口推計

*コーホート：同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団。

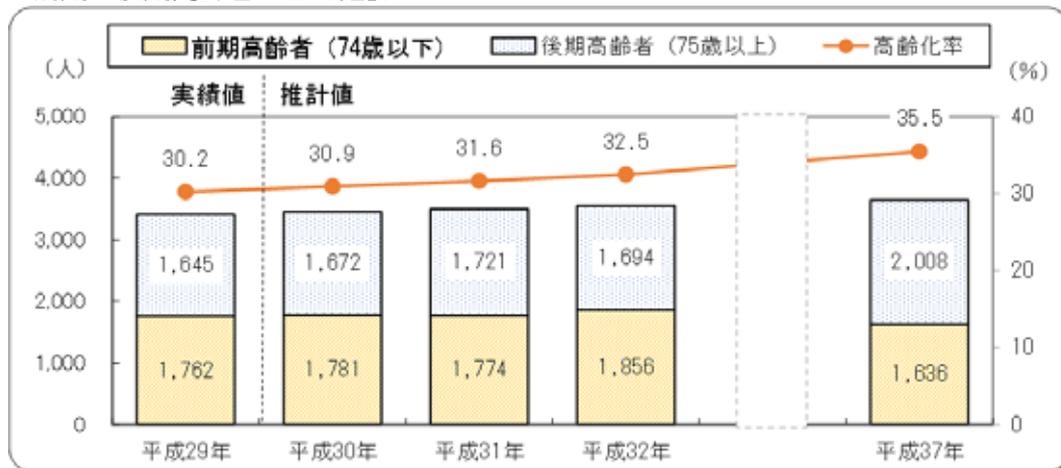
*コーホート変化率法：「コーホート」とは年齢階級のことで、過去における実績人口の動向から変化率を求めそれに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 高齢者人口の推計

平成30(2018)年から平成32(2020)年の前期・後期高齢者人口推計をみると、高齢者人口は増加傾向で推移すると見込まれます。

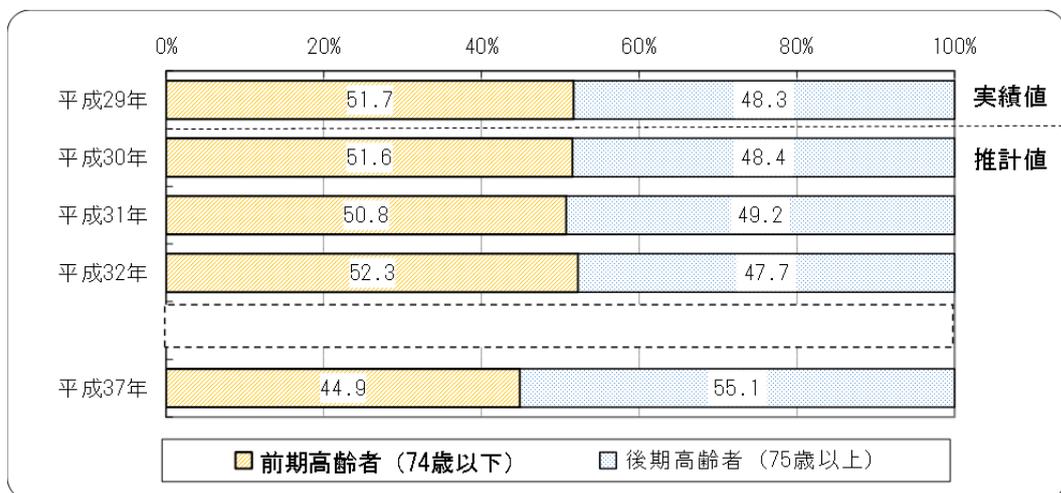
団塊の世代が高齢者となる平成32(2020)年は前期高齢者が後期高齢者に近づくは見込まれますが、平成37(2025)年には団塊の世代が75歳以上に達すると見込まれることから、再び後期高齢者の割合が多くなると見込まれます。

■前期・後期高齢者人口の推計



資料：平成25(2013)年～平成29(2017)年の住民基本台帳(各年10月1日)を基にしたコーホート変化率法による人口推計

■前期・後期高齢者人口の割合の推移



資料：平成25(2013)年～平成29(2017)年の住民基本台帳(各年10月1日)を基にしたコーホート変化率法による人口推計

5 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。

本町の地理的、社会的特性、介護サービスの整備状況等から、第6期計画と同様に本町における日常生活圏域は、全町を一つの日常生活圏域として設定し、介護サービスの需要、並びにその提供の基盤整備を図っていくものとします。なお、この日常生活圏域において実施される地域支援事業などの各種事業については、地域の主体性を育成するため、地域住民の活動を積極的に活用する形で運用していくものとします。

<日常生活圏域の設定根拠>

- 国の日常生活圏域の設定基準では、人口2万～3万人程度に1圏域を想定しており、本町の人口等を考慮しても町全体を一つの「日常生活圏域」と考え、基盤整備を行っていくことが効果的である。
- 仮に複数の圏域を設定した場合、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスなどの基盤整備を行う必要があり、基盤整備にかかる費用が財政を圧迫することになる。

各論

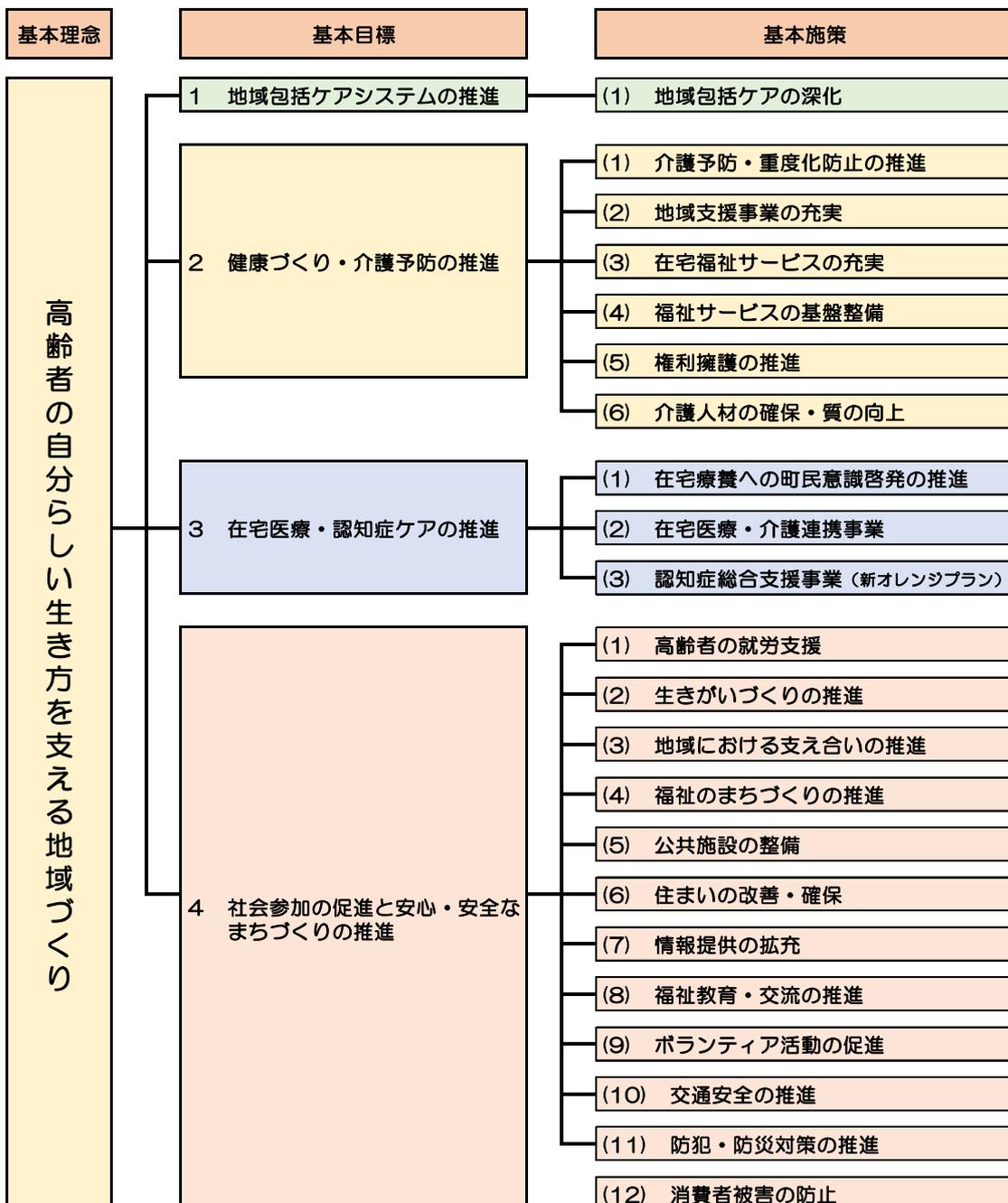
各論

第1編 高齢者福祉計画

第1章 高齢者福祉施策

1 施策体系

高齢者福祉計画の施策体系は以下のとおりとなっています。



2 高齢者福祉施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

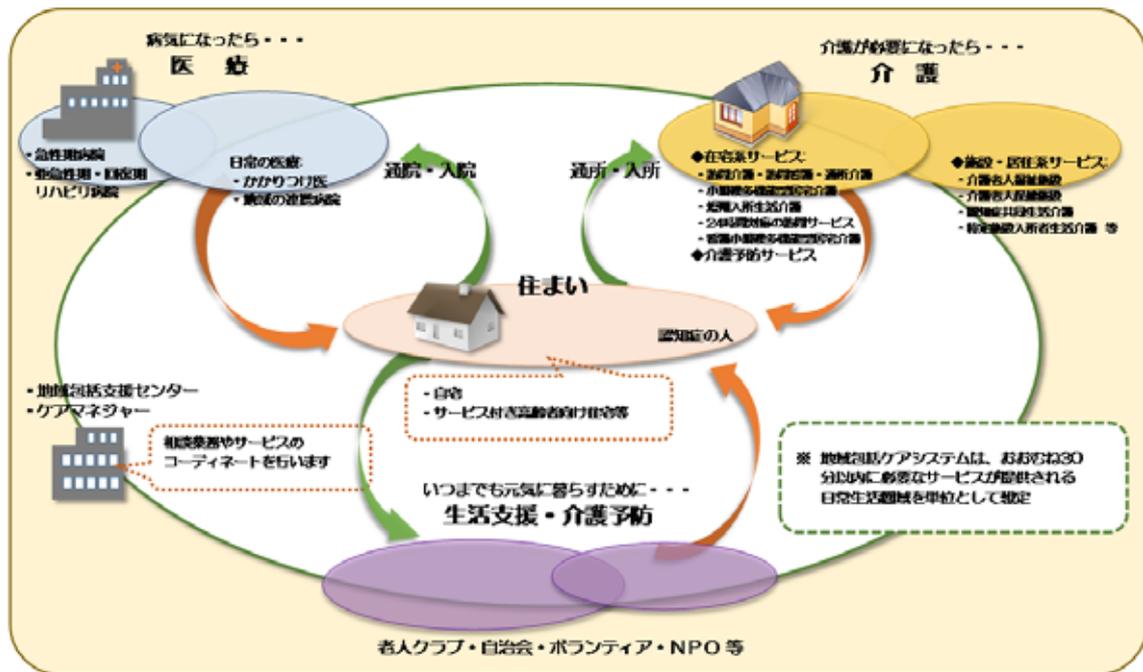
医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケア体制を拡充していくため、高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供できる体制が重要です。

そのため、地域ケア会議を実施し、関係機関が連携を図りながら複合的な問題を抱える処遇困難事例などの個別ケースに関する支援の検討・情報交換により、利用者本位のサービス提供や介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上を目指します。また、地域資源の状況把握や不足しているサービスの整理・洗い出しなどの地域課題に取り組み、地域への展開に向けて地域ケア推進会議の設置を検討していきます。

また、地域包括支援センターを拠点に、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結びつけるとともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

また、保健師、理学療法士等各専門職が、生活機能向上の限界点を高めることを目的とした多職種連携会議を実施し、適切な介護予防マネジメントを支援することにより、介護予防・日常生活支援総合事業の利用促進を図ります。

2025年の地域包括ケアシステムの姿



(1) 地域包括ケアの深化

① 地域包括支援センターの運営

年齢を重ねて要介護状態になったとしても、その人らしい生活を継続できる仕組みが地域に必要です。本町では、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う中核機関として、「地域包括支援センター」を設置しています。

地域包括支援センターは、①介護予防マネジメント業務、②総合相談支援業務及び権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担い、①については保健師等、②については社会福祉士等、③については主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が主として担当しますが、各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働して課題解決に取り組みます。

このように総合相談体制を充実するとともに、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護保険サービスを中心とした様々な支援が継続的・包括的に提供されるよう努めます。

② 機関の連携

- ・地域包括ケア会議の開催を継続し、関係機関、事業者等の総合調整を行い、高齢者ケアの向上を図ります。
- ・町社会福祉協議会と連携して、高齢者への福祉サービスや生きがいづくりの活動などを展開しており、今後も連携を密にした事業展開を図ります。

③ 相談体制の充実

- ・地域包括支援センターを中心に、住民福祉健康課全体で、高齢者の生活支援、介護予防、介護保険等サービスの利用などに関する相談対応の一層の充実を図ります。
- ・町民がどこに相談に行ったらよいか迷うことのないよう、また、迅速で的確な対応が図られるよう、各機関相互の連携を強化するとともに、研修等を通じて相談員の資質向上を図ります。

④ 要支援高齢者等の把握・支援

要支援高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者、ひとり暮らし高齢者などの状況を的確に把握するため、行政区や民生・児童委員等が地域包括支援センター等へつなげ、町社会福祉協議会と連携して必要なサービスの充実を図ります。

基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

ウォーキング、特定健診の受診、がん検診等や高齢者いきいき事業などでポイントを貯め、獲得したポイントに応じて「みさと元気チケット」と交換する事業です。（ミムリン健幸ポイント事業）

この事業は埼玉県健康マイレージ事業とも連動しています。

気軽にウォーキングをしたり、各種事業に参加することで高齢者の健康寿命を延ばし、介護予防、重度化防止を図ります。



(2) 地域支援事業の充実

平成37（2025）年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進展していく中、住み慣れた地域で、できるだけ自分らしく生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化に向けて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の創設や包括的支援事業の充実など地域支援事業の推進を図ります。

このうち総合事業は、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、“全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる事業へ”と移行することとなりました。

そこで、予防給付の見直しと合わせて、市町村が中心となって地域の支え合いの体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業所によるサービス提供から、元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する支援まで、それぞれの地域の実情に応じて、高齢者の多様なニーズに応えていく必要があります。

今期計画では、こうした総合事業を始め地域支援事業を充実させる仕組みを検討し、具体的な事業展開を図ります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを展開します。

事業の対象者は、法改正による改正前の要支援者、心身の状況を判定する基本チェックリストにより事業対象者であると判定された者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）とされています。

事業名	事業(取り組み)内容
1) 訪問型サービス	訪問型サービスは、現行の介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されます。民間の事業所による生活援助サービスや町社会福祉協議会、またシルバー人材センター等との連携を強化し、多様かつ柔軟な訪問型サービスの提供を図ります。
2) 通所型サービス	通所型サービスは、現行の介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されます。介護保険サービス事業所や町社会福祉協議会、介護老人保健施設等との連携を強化し、多様かつ柔軟な通所型サービスの提供を図ります。
3) その他の生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食サービスや、住民ボランティアによる見守り等を実施できるよう検討します。
4) 介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターにおいて、要支援認定を受けた者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対してアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、町の独自で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体による通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。また、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

事業の対象者は、全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる方となります。

事業名	事業(取り組み)内容
1) 介護予防把握事業	心身の状況を判定する基本チェックリストや、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
2) 介護予防普及啓発事業	介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成・配布及び講演会・介護予防教室等の開催などを実施します。
3) 地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修及び地域活動団体等を育成・支援します。また、各団体等の活動を通じて介護予防に関する情報提供を行うなど、介護予防への理解促進を図ります。
4) 一般介護予防事業評価事業	介護予防事業の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を実施します。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、必要に応じて通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。
----------------------	--

③ 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護の事業などを実践するもので、地域包括支援センターの運営業務となっています。

また、包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援サービスの体制整備」の充実を図ることが位置づけられました。地域包括ケアシステムの深化に向けた体制づくりのため、本町では順次段階的に事業を展開していきます。

③-1 地域包括支援センターの運営

本計画の基本理念に基づいて各種の事業を展開するためには、介護予防事業や予防給付が効率的かつ公正・中立に行われる必要があります。そのため、本町では、平成20（2008）年3月に「美里町地域包括支援センター」を設置しました。

▷設置者：保険者である町が設置。

▷運営及び体制：保健・医療・福祉・介護サービス及び介護予防サービスに関する職能団体の関係者、介護予防サービス利用者、介護保険被保険者、介護保険以外の地域資源や地域における相談事業を担う関係者、町民代表者らによって構成される「地域包括支援センター運営協議会」で運営業務・内容について検討し、「公益性」「地域性」「協働性」の視点を大切にして運営します。

▷地域包括支援センターが行う主な業務

1. 介護予防ケアマネジメント【介護予防ケアプランの作成、経過支援、評価等】
2. 総合相談支援【総合的な相談対応、地域におけるネットワーク構築等】
3. 権利擁護【高齢者虐待の防止及び虐待への対応、成年後見制度の活用促進等】
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援【介護支援専門員への指導・助言等】

③-2 介護予防ケアマネジメント

被保険者が要介護状態となることを予防するため、その心身や置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント事業として、次のプロセスによる事業を行います。

事業名	事業(取り組み)内容
1)対象者の把握	公的な相談窓口によるヒアリングや基本チェックリスト等から対象者を把握します。
2)一次アセスメント	対象者及び家族との面接による聞き取り等から対象者の生活歴、日常生活の状況、生活機能低下の原因や背景等の課題を明らかにします。
3)介護予防プラン作成	課題分析の結果、生活の質の向上をめざし、対象者の希望に基づいて目標を設定し、その目標を達成するために、対象者及び家族の同意を得て、適切な事業の組み合わせ等を検討します。
4)サービス提供後の再アセスメント	介護予防サービスの利用状況を把握するとともに、目標の達成状況や利用者自身の日常生活能力や社会状況等の変化を把握し、新しい課題が生じていないかどうか検討します。
5)事業評価	サービス事業者の報告を基に、介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうか、運動機能や栄養状態の変化、主観的健康観等の変化などを把握し、利用者の生活機能全体に関する評価を行います。 なお、地域包括支援センターでは、要支援1・要支援2に対する予防給付のマネジメントを併せて実施します。

③-3 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげるなど、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を行います。具体的には、次の事業を実施します。

事業名	事業(取り組み)内容
1)地域における関係者とのネットワーク構築	地域包括支援センター運営協議会や民生委員協議会の場を活用したり、シルバー人材センター、町社会福祉協議会等と連携をとりながら、地域住民へ働きかけを行います。
2)ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握	関係機関主催の会合に参加したり、関係者からの情報提供により高齢者や家族の状況を把握します。また、地域のなかで高齢者に多くいられる立場にある人と関係をつくり、気になる高齢者を発見した場合の連絡など、体制を整備します。
3)サービスに関する情報提供等の初期対応から、継続的・専門的な相談支援	初回相談時に、的確な見立てを行い、緊急性の有無、専門的・継続的な関与の必要性について判断します。専門的・継続的な相談または緊急の対応が必要と判断した場合は訪問による相談を実施します。

③-4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

事例検討会を定期的実施するなど主治医や介護支援専門員（ケアマネジャー）などとの協働や、地域の関係機関との連携を通じて、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、後方支援を行います。

事業名	事業(取り組み)内容
1) 地域のケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談業務	個々の事例の対応から制度の確認など、ケアマネジャーの相談に随時対応します。必要に応じて同行訪問も実施します。
2) 支援困難事例等への指導・助言業務	個々のケアマネジャーが解決困難な事例については、解決の糸口を提示したり、同行訪問、サービス担当者会議への参加などにより対応します。
3) 地域における社会資源との連携・協力に基づいた、包括的・継続的なケア体制の構築業務	個々の事例支援を通じて、医療機関、関係機関、インフォーマルサービスとの連携体制づくりに取り組みます。
4) 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務	ケアマネジャー相互の情報交換、研修の場として連絡会議を開催します。

③-5 地域ケア会議の充実

地域ケア会議を通じて、医療・介護等の多職種が協働して知識や情報、地域課題を共有・把握し、地域支援ネットワークの構築を推進するとともに、問題解決機能の向上を図ります。

なお、本町では名称を「地域包括ケア会議」として開催します。

事業名	事業(取り組み)内容
1) 地域課題の把握	医療、介護等の多職種が協働して、地域課題の把握に努めます。
2) 地域づくり・資源開発の検討	地域包括ケア会議を通じて、地域課題を地域の関係機関等と共有し、問題解決機能の向上を図ります。
3) 地域支援ネットワークの構築	医療、介護等の多職種による知識や情報の共有など、関係強化を図り、地域支援ネットワークの構築を推進します。

③-6 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催や、パンフレットの作成・配布等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図ります。

③-7 二次医療圏内・関係市町村の連携

二次医療圏内の3市4町（熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町）との連携を強化し、適切な医療・介護サービスの提供を図ります。

③-8 生活支援体制整備事業

事業名	事業(取り組み)内容
1)協議体の設置	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、多様な関係機関の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための協議体を設置します。
2)生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置	生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を育成・配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

④ 任意事業

任意事業は、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した事業が実施できるもので、本町では介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などを実施します。

④-1 家族介護支援事業

事業名	事業(取り組み)内容
1)在宅重度要介護高齢者紙おむつ等の支給	重度の要介護高齢者で常時紙おむつ等を必要とする方の在宅生活の継続支援と経済的負担の軽減を図るための事業です。一定の要件を満たした方に、毎月、紙おむつ等を配達します。
2)認知症高齢者介護家族の支援	認知症の高齢者を身近で支えている家族の方が、お互いに日頃の悩みを話し合うなど交流を深めることで介護者の精神的軽減を図ります。

⑤ その他事業

事業名	事業(取り組み)内容
1)成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない認知症高齢者などの権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、制度利用にあたって、後見開始の申し立てをする親族がいない場合の町長申し立てや、成年後見等開始審判の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬について助成します。
2)認知症サポーター養成講座	認知症の高齢者が安心して地域で生活していくためには、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の支え合いが必要です。認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）を養成する講座を年間1回以上開催します。

(3) 在宅福祉サービスの充実

事業名	事業(取り組み)内容
①訪問散髪サービス	訪問散髪サービスは、介護保険要介護認定が4または5の方で、理髪店に出向くことが困難な65歳以上の高齢者のためのサービスです。 今後も理髪店に出向くことが困難な高齢者に、居宅で散髪サービスを提供し、清潔感を保持し在宅での生活の向上を図ります。
②敬老祝金	長寿を祝福して毎年7月1日現在、美里町に在住の方で、その属する年度において、77歳、88歳、99歳に達する方、及び結婚50年、結婚60年に達するご夫婦に敬老祝い金を支給し、高齢者の福祉増進に努めています。
③配食サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、月2回手作りお弁当の配食サービスを、町社会福祉協議会において行っています。
④緊急通報システム設置事業	65歳以上の高齢者世帯で、慢性的な疾患のある方の住居に緊急通報システム電話を設置します。24時間体制で看護師等が健康相談に応じるほか、月に1回安否確認を行っています。
⑤高齢者運転免許証自主返納支援事業	運転免許証を自主返納された70歳以上の方に「みさと元気チケット」(商品券)1万円分を交付します。
⑥徘徊高齢者等探索システム事業	徘徊行動のある認知症の高齢者に専用の機器を身につけてもらい、現在位置を即座に探索します。利用できる方は、徘徊行動のある65歳以上の認知症高齢者の方及びその家族です。
⑦高齢者見守りキーホルダー	徘徊行動等見守りが必要な高齢者で交付を希望する方を対象に、付番された見守りキーホルダーと見守りシールを配布します。 配布時に必要な本人情報を町に登録することで、見守り支援及び家族支援を行います。
⑧在宅重度要介護高齢者介護手当	町内に住所を有する要介護認定が4または5、若しくは要介護認定が3で重度の認知症高齢者を介護している家族の方を対象に、要介護高齢者1人につき月5千円を支給します。

■訪問散髪サービス利用実績と見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数(人)	3	4	6	6	7	8
延べ回数(回)	5	7	8	11	13	15

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

(4) 福祉サービス基盤整備

事業名	事業(取り組み)内容
①養護老人ホーム	<p>養護老人ホームは、65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由から居宅での生活が困難という方が入居できる施設です。</p> <p>本町には施設がないため近隣市町の施設の利用となっていることから、今後も引き続き近隣市町の施設の利用を図ります。</p>
②軽費老人ホーム	<p>軽費老人ホームは、住宅事情や家庭環境などによって、自宅での生活が困難という高齢者が、比較的 low 料金で入居できる施設です。軽費老人ホームには、給食サービスのあるA型、自炊ができるB型があります。</p> <p>本町には施設がないため近隣市町の施設の利用となっていることから、今後も引き続き近隣市町の施設の利用を図ります。</p>
③生活支援ハウス (高齢者福祉センター)	<p>おおむね60歳以上のひとり暮らしや、お年寄り夫婦のみの世帯で、高齢などのために独立して生活することに不安のある方が入居できる施設です。</p> <p>本町の利用者はありませんが、必要に応じ近隣市町の施設の利用を図ります。</p>
④老人福祉センター	<p>地域で過ごす高齢者に対して、各種相談・健康増進・教養の向上・レクリエーションなどのサービスを総合的に提供する利用施設です。</p> <p>本町に老人福祉センターはありませんが、必要に応じ近隣市町の施設の利用を図ります。</p>

■養護老人ホームの利用実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用人数(人)	0	0	0	1

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度推計値

(5) 権利擁護の推進

事業名	事業(取り組み)内容
①成年後見制度及び権利擁護事業の利用促進	<p>判断能力が十分でなく、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難な認知症高齢者等の権利を保護する成年後見制度の利用にあたり、町長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。</p> <p>また、町社会福祉協議会にて、認知症高齢者等、判断能力に不安を持った方に対し、日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助(代行、代理、情報提供)、書類等の預かり等の支援を行います。</p>

②高齢者虐待防止 対策の推進	<p>高齢者虐待を早期に発見し、虐待の深刻化を防ぐために、地域の関係機関との連携を強化するとともに、相談体制・緊急対応等の充実を図ります。</p> <p>また、相談窓口を担当する職員や、介護支援専門員（ケアマネジャー）の高齢者虐待に関する専門的知識の向上を図るとともに、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるとの認識のもと、「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、社会全体で取り組む体制づくりに努めます。</p>
③高齢者虐待に関する 広報・啓発	<p>パンフレットの作成・配布、民生委員等の支援者への周知を通じ、町民・事業者・関係者が高齢者虐待への関心を高め、地域社会全体で虐待予防、早期発見、早期対応の支援体制づくりを推進します。</p>
④被虐待高齢者の 把握	<p>被虐待高齢者の存在については、主治医による把握、地域包括支援センターを中心としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護提供事業者（ケアマネジャー、ヘルパー等）による把握等から情報を広く収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。</p>
⑤高齢者虐待相談	<p>高齢者虐待の早期発見、早期対応を行うため、地域包括支援センターに設置してある相談窓口を地域住民に周知するとともに、高齢者虐待に対応できる人材の育成を図ります。</p>
⑥被虐待高齢者に対 する事業	<p>被虐待高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認められる場合は、町職員が立ち入り調査を実施し、状況によっては、行政措置として「緊急一時保護」の対応をします。</p>
⑦被虐待高齢者の権 利擁護	<p>判断能力等が十分でない高齢者の権利擁護や成年後見等については、町社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」や各種関係機関の利用案内などの支援を行うとともに、成年後見制度利用支援の充実や成年後見制度についての広報・啓発活動を図ります。</p>
⑧地域での取り組み の強化	<p>高齢者虐待予防への正しい知識の普及啓発に努め、地域包括支援センターを中核として医療機関や福祉関係機関、警察等関係機関や地域団体などと連携を図り、地域社会全体での虐待防止のための地域ネットワーク構築を推進します。</p> <p>また、介護者の「介護疲れ」が虐待の原因になると考えられていることから、家族介護者の交流等により、介護経験者同士が介護経験を共有し、学び合う中から介護で疲れた心身の健康を回復していくことによって、虐待が予防できる環境を作ります。</p>

(6) 介護人材の確保・質の向上

事業名	事業(取り組み)内容
①介護人材確保の推進	団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護需要が一層高まることから、福祉・介護人材の確保、育成・定着支援に取り組みます。介護職への就労を促進するために、関係団体等が実施する独自の取り組みを支援します。
②介護人材の質の向上に対する支援	介護職員がキャリアアップするための研修や専門性を高めるための研修等を実施します。また、研修の効果的・効率的な実施方法について検討します。

基本目標3 在宅医療・認知症ケアの推進

(1) 在宅療養への町民意識啓発の推進

在宅療養の推進に向けて、町民の意識づくりが必要となります。在宅で療養するということが、また、それを支える医師や訪問看護師などの専門職の役割についても広く町民に周知するとともに、在宅療養に関する町民と専門職との幅広い意見交換の場をつくり、啓発を進めていきます。

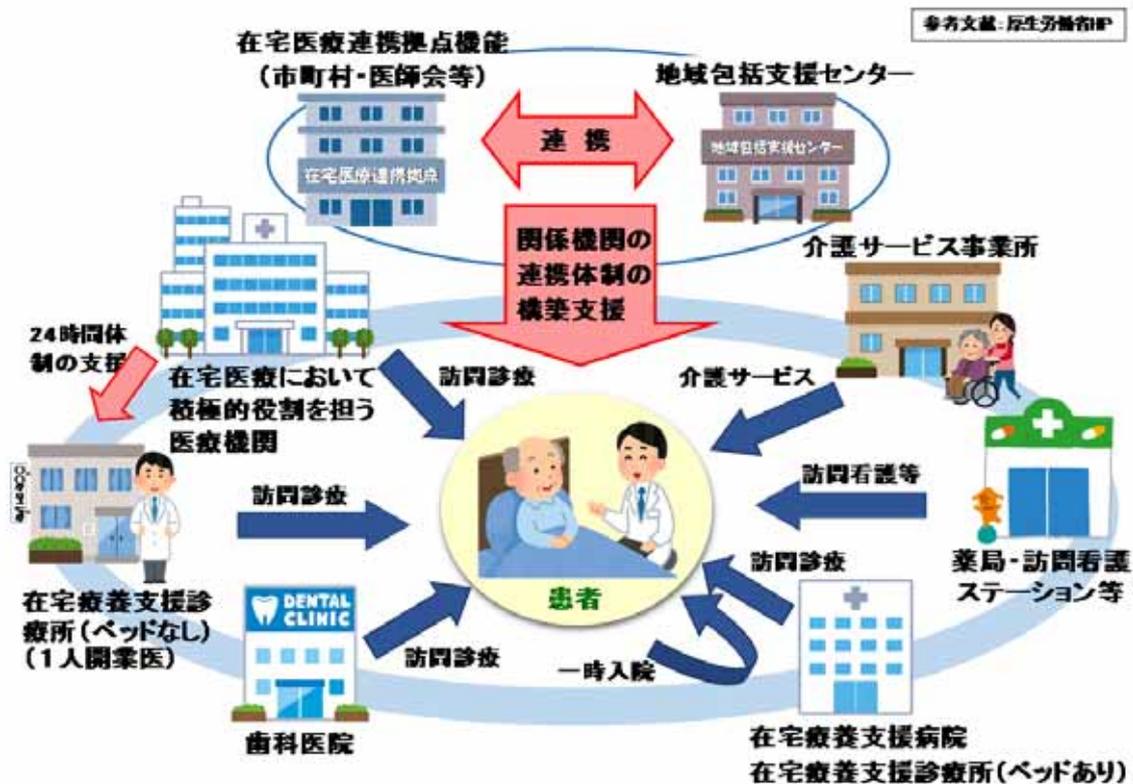
(2) 在宅医療・介護連携事業

在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することをいいます。

今後は後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備する必要があります。

本町では、本庄児玉郡市医師会及び本庄市・神川町・上里町と連携し、この事業の推進を図っていきます。また、在宅医療と介護の一体的ケアの実現のための相談窓口である「在宅医療連携拠点」が、平成30（2018）年度より市町村に移行しますが、本町では、本庄市児玉郡医師会及び本庄市・神川町・上里町と連携し、在宅医療連携拠点の運営並びにこの事業全体の推進を図っていきます。

事業名	事業(取り組み)内容
①地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、町が把握している情報と合わせてリストまたはマップを作成します。
②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築の推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取り組みを検討します。
④医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者の情報共有を図ります。
⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口在宅医療連携拠点との連携を密にし、相談支援の充実を図ります。
⑥医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多岐にわたる専門職間での研修を行います。
⑦地域住民への普及啓発	地域医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を図ります。
⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	本庄市・神川町・上里町と協力し、事業推進のための連携を図ります。



(3) 認知症総合支援事業（新オレンジプラン）

「認知症施策推進5カ年計画」（新オレンジプラン）では、認知症の高齢者を早期に発見することで適切な医療や介護のケアを開始し、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、施設から在宅介護への方向性を示しています。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

事業名	事業(取り組み)内容
①普及啓発	認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するための認知症ケアパスを作成し、関係機関とともに普及啓発に活用します。
②認知症初期集中支援チームの設置	認知症は早期診断・早期治療が重要であることから、その支援に向けて、認知症初期集中支援チームが設置されました。認知症サポート医や専門職員との連携の促進に努めます。
③認知症地域支援推進員の配置	医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関等と認知症の人やその家族をつなぎ連携を図るための相談支援を行う認知症地域支援推進員を配置し、相談体制強化と普及啓発を図ります。

④ 認知症ケア向上推進事業	地域の認知症高齢者やその家族等の支援を目的に、認知症高齢者やその家族が気軽に集い、人とのつながりを通して家族負担等の軽減を図り、相談を行える「集いの場」の設置を検討します。
⑤ 認知症サポーターの養成	認知症の高齢者が安心して地域で生活していくためには、認知症の人やその家族を温かく見守る地域の支え合いが必要なことから、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人（サポーター）を養成する講座を引き続き開催します。
⑥ 認知症高齢者の家族に対する支援	介護家族の負担軽減を図るための交流事業や介護知識の普及等に努めるとともに、今後も徘徊高齢者を早期に発見するためのサービスを低価格で提供する「徘徊高齢者等探索システム事業」を実施し、家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。



基本目標4 社会参加の促進と安心・安全なまちづくりの推進

(1) 高齢者の就労支援

事業名	事業(取り組み)内容
①高齢者の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、高齢者に対し就業に関する情報の提供や相談を行うとともに、仕事に必要な知識について学習機会の確保を図ります。 ・「美里町シルバー人材センター」への高齢者の登録を促進するとともに、活動への支援を行います。 ・NPOなどによる新たな就業の機会づくりを促進します。また、そのような活動への高齢者の参画を促進します。

(2) 生きがいづくりの推進

事業名	事業(取り組み)内容
①学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館をはじめ各公民館において、高齢者の学習・文化・交流の場として、様々な講座や教室などを開催します。 ・高齢者のニーズを踏まえて内容の充実を図るとともに、開催場所や参加方法など、参加しやすい運営を図ります。 ・世代間交流が図れる講座など、学習や趣味活動を深めていけるような取り組みを行います。 ・高齢者自身による自主的なサークル活動等への支援を図ります。
②高齢者スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の多様な志向、ニーズに対応できるようなスポーツ・レクリエーション等の活動機会の確保を図ります。 ・健康づくり事業と連携したスポーツ活動を推進します。 ・町民によるスポーツ・レクリエーション等の活動への支援を図ります。
③学習等指導者としての活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自己の持つ知識や技術を生かし、定年退職後の生きがい、社会貢献や参加の機会のひとつとして、さまざまな講座や教室などの指導者として、また、小中学校の授業における講師としての活動を促進します。

④老人クラブ活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブは現在10クラブあり、高齢者の様々な活動や、子どもへの昔のあそび等の指導、小学校の総合学習の時間における子どもたちとの交流など、新たな世代間交流を検討します。 ・老人クラブ活動については、高齢者の志向性等が多様化する中、健康づくりや生きがいづくりなど高齢者の多様なニーズに対応できるよう高齢者の自主活動の充実を促進します。 ・ひとり暮らし高齢者への訪問活動など、多様な活動を促進します。 ・老人クラブのリーダーの養成及び新規会員の登録を促進します。 ・各クラブ間での情報交換や交流会の開催などにより、クラブ全体の活性化を図ります。
⑤地域でお祝い「長寿の集い」を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区が事業主体になり、出席者の確認や会場設営など、行政区の役員や地域のボランティアが中心となって開催します。 ・毎年8月～11月の間で各行政区ごとに、75歳以上の方を招待し、懇談・会食・余興等を実施します。また町から祝い状及び記念品の贈呈を行います。 ・介護予防、転倒予防体操の紹介などを継続し、介護予防への意識啓発や介護保険サービス等の周知など、多様な展開を図ります。
⑥指定保養施設利用料補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の福利厚生と心身の健康の増進を図るため、指定保養施設への宿泊の際に割引が受けられる事業を促進します。

(3) 地域における支え合いの推進

事業名	事業(取り組み)内容
①地域福祉活動の推進	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の高齢者が、地域で安心して暮らし続けるために、民生委員・児童委員をはじめ、行政区、老人クラブ、近隣住民などによる地域の見守りネットワーク活動を推進します。

(4) 福祉のまちづくりの推進

- ・「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、関係機関等の協力を得ながら、誰もが利用しやすい施設・設備の整備を促進します。

(5) 公共施設の整備

- ・誰もが活動しやすいまち、利用しやすい施設づくりをめざし、高齢者や障害者の参画のもと、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、利用者にとって使いやすい配慮のなされた施設整備の推進に努めます。
- ・公共の既存施設の改善にあたっては、大規模改修時期などに併せて実施します。
- ・高齢者のさまざまな活動の場となっている公民館、集会所等のより一層の改修やバリアフリー化を推進します。また、高齢者の利便性を考慮し、集会所等のトイレを和式から洋式へ設備の改善を図ります。

(6) 住まいの改善・確保

- 住宅改修時に事業者との問題が起きないように、適切な情報提供や相談を図ります。併せて、民生委員・児童委員や行政区等との連携に努めます。
- 高齢者虐待等のため、居宅で介護等を受けられない方に対し、必要に応じて養護老人ホームの入所委託措置を行うとともに、介護老人施設に入所することが困難な要介護高齢者の特別養護老人ホームへの入所委託措置を行います。今後も高齢者虐待などが起きないように、より一層的確な状況把握と適切な措置に努めます。

(7) 情報提供の拡充

- 心身機能が低下した方など、誰もが必要な情報を的確に入手できるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の拡充を図ります。

(8) 福祉教育・交流の促進

- 学校教育において、総合学習の時間を活用した子どもたちの主体的な取り組みによる福祉の学習や、高齢者や障害者等との交流を通じ、子どもの頃から福祉のこころをはぐくむ活動を図ります。
- 学校卒業後も継続して福祉を学習し、生活や地域の中で生かされるよう、学校教育と社会教育との連携を図ります。
- 社会教育の中で、福祉、ボランティア等をテーマとした学習機会の提供を図ります。
- 幼稚園、保育園と福祉施設との交流、老人クラブとの交流や町民体育祭、健康まつり等における交流を図ります。

(9) ボランティア活動の促進

- 町社会福祉協議会において、ボランティア活動グループ同士の連携や情報交換を今後も行います。
- ボランティア活動の内容や参加方法を町民へ一層周知し、町民のボランティア活動への参加を促進します。
- 町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する相談体制を充実します。
- 町内の事業所へ、従業員へのボランティア休暇制度、リフレッシュ休暇制度、介護休暇等の普及と利用促進に努めます。

(10) 交通安全の推進

- 歩道、信号機、ガードレール等、交通安全施設の整備を推進・促進します。
- 関係機関と連携し、高齢者はもとより、自動車運転者などへの交通安全教育、指導を推進します。
- 高齢者の運転免許証の自主返納を推奨し、引き続き助成制度を実施します。
- 運転免許証のない方や、運転免許証を返納した方等に対し、引き続き公共交通（タクシー）利用料金補助事業を実施していきます。

(11) 防犯・防災対策の推進

- 町と警察、関係機関・団体等の協力により、地域の防犯対策の強化を推進します。
- 各行政区等の協力を得ながら、地域住民の防犯意識の向上を図ります。
- 防犯に関する情報提供を推進します。
- 災害時における高齢者の安全を確保するため、町広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し、町民の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織の活動への支援を図ります。
- 避難場所における要支援者への受入れ体制の充実を図ります。
- 行政区や民生・児童委員等と連携し、町内各地域における要援護高齢者の把握を促進します。

(12) 消費者被害の防止

- 消費者被害から高齢者を守り、また、見守りを行う方にもいち早く被害に気付いてもらえるよう、関係機関と連携して支援を行います。

第2編 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業の現状

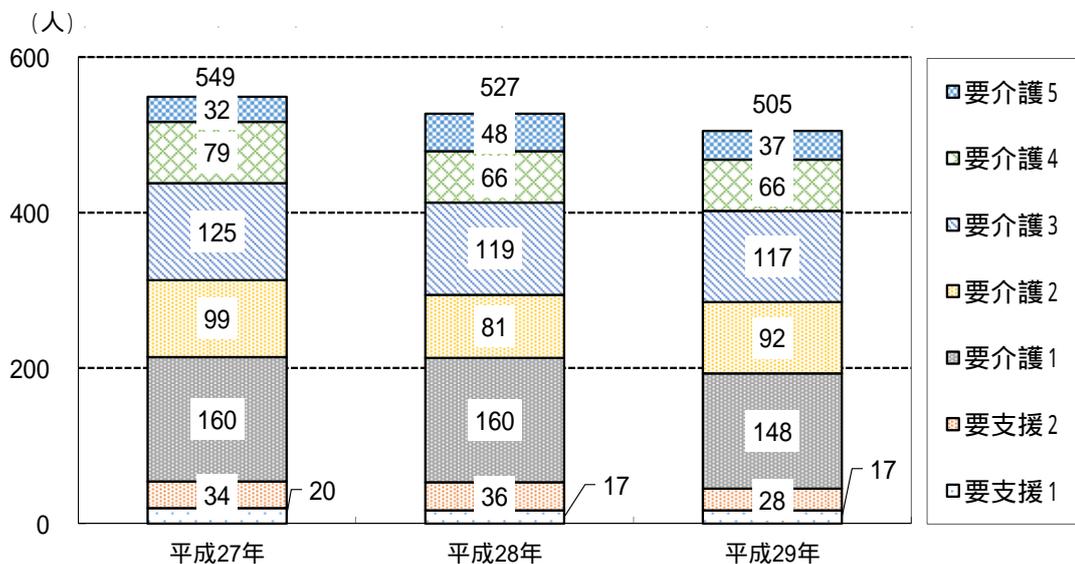
1 介護認定者の状況

(1) 第1号被保険者の要介護認定状況

認定者数は、減少傾向で推移しています。なお、介護度別に平成27（2015）年と平成29（2017）年を比較すると、要介護5以外は減少となっています。

■介護度別認定者数の状況

区分	平成27年		平成28年		平成29年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
要支援1	20	3.6%	17	3.2%	17	3.4%
要支援2	34	6.2%	36	6.8%	28	5.5%
要介護1	160	29.1%	160	30.4%	148	29.3%
要介護2	99	18.0%	81	15.4%	92	18.2%
要介護3	125	22.8%	119	22.6%	117	23.2%
要介護4	79	14.4%	66	12.5%	66	13.1%
要介護5	32	5.8%	48	9.1%	37	7.3%
合計	549	100%	527	100%	505	100%



資料：見える化システム

(2) 第1号被保険者の要介護等認定者の推計

計画期間の平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の要介護等認定者の推計をみると、平成27(2015)年度と比較して要支援1、要介護5の認定者数が増加すると見込まれます。

要支援1は平成29(2017)年度の17人から平成32(2020)年度には24人と7人増加すると見込まれます。

要介護5が同様に37人から66人と29人の増加が見込まれます。

第1号被保険者(高齢者総数)に占める第1号被保険者認定率は平成29(2017)年度では15.4%でしたが平成32(2020)年度には15.1%と0.3ポイント減少すると見込まれます。

今後も介護予防事業の充実が必要です。

■要介護認定者数の推計

(単位:人)

計画期間	第6期			第7期		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号被保険者 認定者数	549	527	505	508	515	521
要支援1	20	17	17	17	23	24
要支援2	34	36	28	29	29	28
要介護1	160	160	148	145	133	134
要介護2	99	81	92	84	86	86
要介護3	125	119	117	117	119	119
要介護4	79	66	66	68	68	64
要介護5	32	48	37	48	57	66
第1号被保険者数	3,146	3,229	3,287	3,340	3,387	3,452
第1号被保険者認定率	17.5%	16.3%	15.4%	15.2%	15.2%	15.1%

資料:見える化システム

(3) 受給者の状況

サービス受給者総数は横ばいで推移しています。

サービス別にみると、居宅サービスは減少傾向、地域密着型サービスと施設サービスは増加傾向で推移しています。

■介護サービス受給者数の状況

(単位：人)

		合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
居宅サービス	平成27年度	315	11	20	105	82	63	22	12
	平成28年度	310	4	20	110	67	73	24	12
	平成29年度	292	4	10	113	70	68	16	11
地域密着型サービス	平成27年度	31	0	0	8	3	13	7	0
	平成28年度	45	0	0	13	11	7	7	7
	平成29年度	44	0	0	10	7	14	7	6
施設サービス	平成27年度	99	0	0	2	13	33	36	15
	平成28年度	108	0	0	9	6	36	40	17
	平成29年度	114	0	0	7	11	36	42	18
合計	平成27年度	445	11	20	115	98	109	65	27
	平成28年度	463	4	20	132	84	116	71	36
	平成29年度	450	4	10	130	88	118	65	35

資料：介護保険事業状況報告

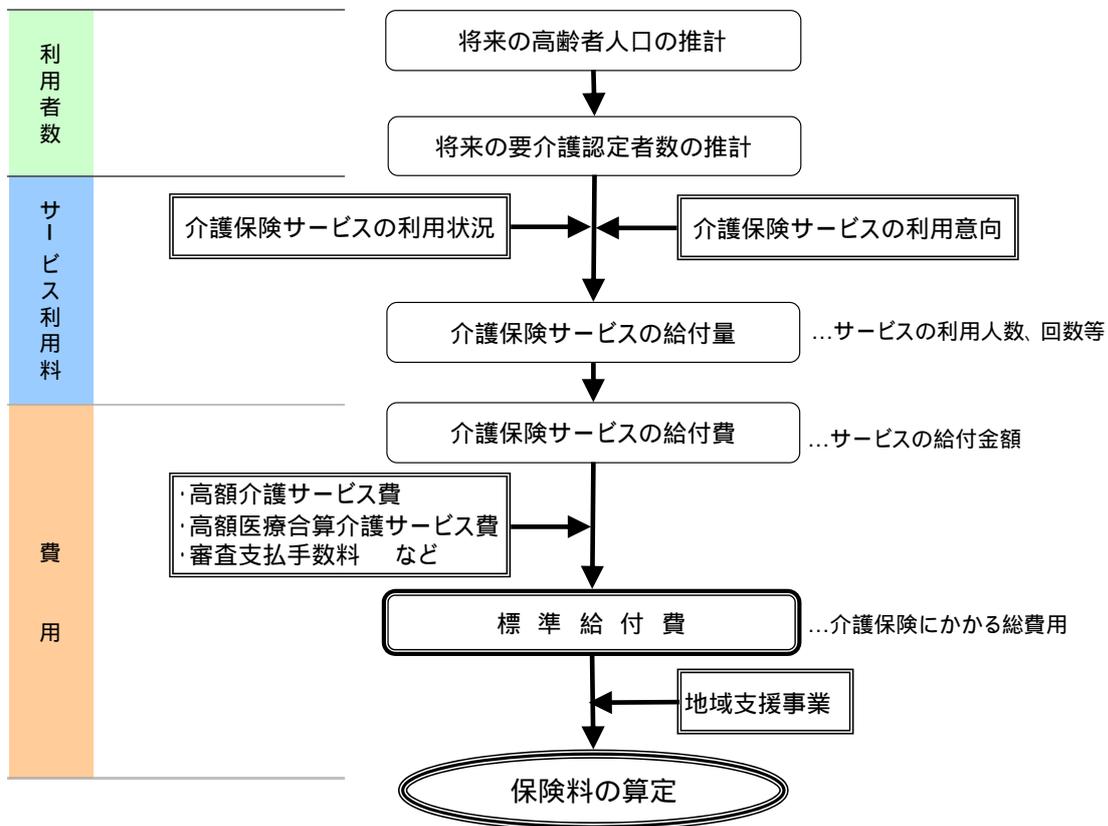
第2章 介護保険サービスの充実

介護保険のサービス体系は、要支援・要介護の認定を受けた人が利用することができる「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」に区分されます。

◎ 介護給付費推計の基本的な流れ

各サービスの提供目標量・給付費の算定は、要介護・要支援認定者数の推計を基に、これまでのサービス利用実績から将来の利用者数等を推計し、それにサービス単価を掛け合わせた額がサービス給付費となります。

< サービス提供目標量・給付費算定の流れ >



基本目標5 介護保険サービスの充実

1 居宅サービスの充実

在宅での介護を中心にしたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）及び住宅改修費の支給があります。居宅サービスは、居宅療養管理指導などの一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの利用限度額が定められています。サービス利用者は、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、かかった費用の原則1割をサービス事業者を支払います。

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

【事業内容】

ホームヘルパーが要介護・要支援認定者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の手助けをするサービスです。

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の生活を支える重要なサービスであり、利用者の在宅生活を支援し、在宅での自立を援助する重要なサービスとなっています。

今後も、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の増加が見込まれることから、利用者が安心して利用できるようにするため、人材の確保や研修等を行い、質の高いサービス提供体制を整備する必要があります。また、夜間のサービス提供など、多様化するニーズに対応するための配慮も必要です。

なお、介護予防訪問介護は、地域支援事業へと移行しました。

■訪問介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費	49,789	49,969	45,235	46,786	43,889	41,791	39,153
延人数	73	72	70	72	72	72	69

■介護予防訪問介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費	2,080	1,219	0				
延人数	9	5	0				

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

※延人数は利用延べ人数とします。以降の表も同様。

【サービス量と質の確保のための方策】

安定したサービス提供体制を確保するため、関係機関と連携を図りながら人材養成に努めます。
また、質の高いサービスを提供できるようにするため、事業者間の情報交換、研修等の機会を確保するよう努めます。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

【事業内容】

看護師やホームヘルパーなどが要介護・要支援認定者の居宅を訪問して、移動入浴車で簡易浴槽を持ち込み、入浴が困難な人の介助を行うサービスです。

【現状と課題】

利用者が、在宅生活を続けていくためには、定期的な入浴機会を確保することが必要です。このため、訪問入浴介護事業者の経営基盤の安定と、多くの事業者がサービス提供を行うことのできる体制整備が必要とされます。また、従事する職員の研修機会を確保することで、質の高いサービスを提供できる体制整備を図る必要があります。

■訪問入浴介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	3,416	2,693	3,375	3,364	2,889	2,945	1,126
延人数	4	4	6	8	9	10	10

■介護予防訪問入浴介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

訪問入浴介護に関する広報活動を定期的に行うことで、サービスの周知を図ります。
また、質の高いサービスを提供できるようにするため、事業者間の情報交換、研修等の機会を確保するよう努めます。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

【事業内容】

医師の指示によって、要介護（要支援）認定者の居宅を看護師などが訪問して、療養上の必要な診療を補助するサービスです。また、在宅での看取りもできるよう24時間対応も可能なサービスです。

【現状と課題】

医療的なケアが必要な利用者の居宅を看護師が定期的に訪問し、健康状態を把握することが必要です。また、利用者の健康状態の変化に適切に対処できる質の高い体制整備を図る必要があります。

■訪問看護の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	4,221	4,267	9,558	3,277	3,540	4,038	4,458
延人数	6	7	14	13	14	15	16

■介護予防訪問看護の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	310	188	0	0	0	0	0
延人数	1	1	0	0	0	0	0

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

訪問看護は、医師の指示に基づいて提供されるため、医師や居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携しながらサービスの周知に努めます。

医療的なケアが必要な利用者の在宅生活が継続できるようにするため、訪問看護ステーションを中心に、緊急時には24時間対応可能な訪問看護サービス供給体制の充実を図ります。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などの専門家が要介護・要支援認定者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行うとともに、利用者が自分で行える体操を指導するサービスです。

【現状と課題】

利用者が在宅生活を継続するためには、リハビリテーションを受け、残存機能の維持、回復を図ることが大切です。このため、理学療法士や作業療法士などの人材を養成し、訪問リハビリテーション事業者の経営基盤の安定と、多くの事業者がサービス提供できる体制整備が必要です。また、理学療法士や作業療法士などの研修機会を確保することで、質の高いサービスを提供できる体制の整備が必要です。

リハビリテーションについては、訪問リハビリテーションによるサービスのほかに、訪問看護によるリハビリテーションも行われています。

■訪問リハビリテーションの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	3,594	4,975	4,288	5,379	5,834	6,234	5,860
延人数	8	11	10	12	13	14	14

■介護予防訪問リハビリテーションの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	183	1,403	33	33	33	33
延人数	0	1	4	1	1	1	1

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

訪問リハビリテーションに携わる理学療法士、作業療法士などの養成について、関係機関に働きかけます。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護・要支援認定者の居宅等を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

【現状と課題】

利用者が在宅生活を継続していくためには、医療機関への定期的な受診が重要ですが、通院が困難な利用者については、医師の訪問による日常生活上の介護に関する指導、助言などが必要になります。このため、居宅療養管理指導を行う医療機関のサービス提供を促進するとともに、居宅療養管理指導に関する情報提供に努める必要があります。

また、医師と居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携を図ることも大切です。

■居宅療養管理指導の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	2,486	2,048	2,938	3,793	4,018	4,242	4,381
延人数	16	13	22	22	23	24	25

■介護予防居宅療養管理指導の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

今後も十分な供給量を確保するために、医療機関に対する情報提供や事業参入の働きかけを行います。

医師と居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携を図るため、医療機関との連携を図り、情報交換等の機会を確保するように努めます。

また、居宅療養管理指導に対する理解を深めるため、広報活動に努めます。

(6) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

【事業内容】

通所介護・介護予防通所介護は、デイサービスセンター等の施設に通って、入浴、食事の提供等の日常生活の手助け、機能訓練を受けるサービスです。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、介護老人保健施設、医療機関等に通い、当該施設において理学療法、作業療法、その他生活機能の維持向上のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【現状と課題】

利用者が在宅生活を継続していくためには、通所サービスを利用して外出機会や交流の場を確保することが大切です。このため、通所サービス事業者の経営基盤の安定と、適正なサービスが確保できるようにすることが必要です。また、通所サービスに従事する職員の研修機会を確保することで、質の高いサービスを提供できる体制の整備も必要です。

なお、介護予防通所介護は、地域支援事業へと移行しました。

■通所介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	186,788	176,621	180,372	163,901	164,781	160,304	154,847
延人数	179	162	157	158	158	158	154

■介護予防通所介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	4,698	1,999	0				
延人数	14	6	0				

■通所リハビリテーションの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	13,996	16,135	16,886	19,915	22,706	25,163	27,164
延人数	21	23	24	27	30	32	34

■介護予防通所リハビリテーションの実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	2,299	2,235	1,816	1,852	1,853	1,853	1,853
延人数	6	5	5	4	4	4	4

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

通所サービスに関する広報活動を定期的に行うことで、サービスの周知に努めます。

今後も十分な供給量を確保するために、民間企業に対する情報提供に努めます。

また、質の高いサービスを提供できるようにするため、事業者間の情報交換、研修等の機会を確保するよう努めます。

(7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

【事業内容】

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の手助けを受けるサービスです。

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療および日常生活上の手助けを受けるサービスです。

【現状と課題】

利用者が介護者とともに在宅生活を継続していくためには、短期入所生活介護・短期入所療養介護などの短期入所サービスを利用して、介護者の負担軽減を図ることも大切です。このため、短期入所サービス事業者の経営基盤の安定と、多くの事業者がサービス提供することができる体制整備が必要です。また、短期入所サービスに従事する職員の研修機会を確保することにより、質の高いサービスを提供できる体制の整備も必要です。

■短期入所生活介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	37,821	40,759	28,284	24,251	24,135	22,710	24,355
延人数	34	30	21	19	19	18	18

■介護予防短期入所生活介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

■短期入所療養介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	3,783	3,949	4,772	3,109	2,933	2,755	1,867
延人数	2	3	3	3	3	3	3

■介護予防短期入所療養介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

短期入所サービスに関する広報活動を定期的に行うことでサービスの周知に努めます。

今後も十分な供給量を確保するために、民間企業に対する情報提供や誘致活動に努めます。

また、質の高いサービスを提供できるようにするため、事業者間の情報交換、研修等の機会を確保するよう努めます。

(8) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要介護（要支援）認定者について、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の手助け、機能訓練および療養上の手助けを行うサービスです。

【現状と課題】

平成29（2017）年度の利用者は、延べ要介護7人、要支援0人となっていますが、ひとり暮らし等の要介護・要支援認定者が、有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護を利用して、他の入所者とコミュニケーションを図りながら生活することは、選択肢の一つとして考慮すべきものです。このため、事業者の経営基盤の安定と、多くの事業者がサービス提供することのできる体制整備が必要です。

また、特定施設入居者生活介護は、高齢者同士が共同生活する場のため、トラブルなどの発生について素早く察知できる体制づくりが必要です。

■特定施設入居者生活介護の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費	23,044	18,160	13,522	17,892	19,678	32,802	41,614
延人数	11	9	7	8	9	15	19

■介護予防特定施設入居者生活介護の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

今後、民間企業に対する情報提供等に努めるとともに、特定施設入居者生活介護に関する広報活動を定期的に行い、サービスの周知に努めます。

また、サービスを提供する事業者を定期的に訪問するなど、トラブル等の発生について素早く察知できる体制づくりに努めます。

なお、平成30（2018）年度以降の介護離職者ゼロに対する取り組みや、医療機関からの介護施設への転換に対し、町としては特定施設入居者生活介護施設が重要な役割を担うと考えています。

(9) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

車いす、特殊寝台、体位変換器、歩行器、認知症高齢者徘徊感知器等を貸与するサービスです。

【現状と課題】

要介護・要支援認定者が在宅での生活を継続していくためには、特殊寝台などの福祉用具を有効に活用することが大切です。また、福祉用具に関する知識をもった人材の育成を図り、サービスの質を高めるとともに適切な用具の利用を周知することも大切です。

■福祉用具貸与の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	21,876	20,113	20,140	19,081	19,244	18,384	19,141
延人数	147	142	144	141	142	142	145

■介護予防福祉用具貸与の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	491	551	893	801	801	801	801
延人数	8	9	11	13	13	13	13

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

福祉用具貸与に関する広報活動を定期的に行うことで、サービスの周知に努めます。

今後も十分な供給量を確保するために、民間企業に対する情報提供に努めます。

利用者の不利益にならないよう、国や県の平均価格を注視しながら、福祉用具の適切な選定につながるよう居宅介護支援事業者との調整に努めます。

(10) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

【事業内容】

腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽等の特定の福祉用具の購入費の一部を支給するものです。

【現状と課題】

要介護・要支援認定者が在宅生活を継続するために必要な福祉用具のうち、貸与に適さないものを販売します。

今後は、軽度の認定者にも適切な利用ができるよう国の指針に基づいた利用を促進していきます。

■特定福祉用具販売の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	1,199	839	1,124	818	818	818	818
延人数	4	3	4	3	3	3	3

■特定介護予防福祉用具販売の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	178	106	0	213	213	213	213
延人数	1	1	0	1	1	1	1

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

特定福祉用具販売制度に関する情報提供を、パンフレットや広報紙等を活用して定期的に行っていきます。

事業者に対しては、特定福祉用具販売の制度について、適切な利用につながるよう適用範囲等の情報提供に努めます。

利用者の不利益にならないよう、適正な価格の選定となるよう、居宅介護支援事業者との調整に努めます。

(11) 住宅改修費の支給

【事業内容】

自宅の手すりの取り付け、床段差の解消、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への取り替えなどの費用を支給するものです。

【現状と課題】

要介護・要支援認定者が、在宅生活を継続していくためには、自宅を生活しやすい環境に整える必要があります。また、不適切な住宅改修が行われないように努める必要があります。

■住宅改修費（介護給付分）の実績と見込み (単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	2,057	1,782	1,284	1,062	1,062	1,062	1,062
延人数	2	2	1	1	1	1	1

■住宅改修費（予防給付分）の実績と見込み (単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	961	555	0	1,060	1,060	1,060	1,060
延人数	1	1	0	1	1	1	1

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

住宅改修費の支給制度に関する情報提供を、パンフレットや広報紙等を活用して定期的に行います。

事業者に対しては、住宅改修費の支給制度について、適切な改修となるよう適用範囲等の情報提供に努めます。

また、事前申請および現地確認により、適正かつ生活しやすい環境を整えるための住宅改修となるように努めます。

(12) 居宅介護支援・介護予防支援

【事業内容】

要介護・要支援認定者が適切な居宅サービスを受けられるよう、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）は、認定者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。さらに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、認定者が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行えるよう支援します。

【現状と課題】

要介護・要支援認定を受けても居宅サービス計画を作成しないとサービス利用が始まりません。このため、居宅サービス計画作成に関する情報提供を行うことで、適正なサービスの利用へとつなげる必要があります。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険の担い手として活躍しており、福祉・医療・保健などの総合調整役として、高い資質が求められています。

なお、平成30（2018）年度から、居宅介護支援（介護予防支援）事業所の指定・指導権限が県から町に移管されるため、順次、指導・認可に係る準備が必要となります。

■居宅介護支援（ケアプラン）の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	47,324	45,117	42,428	41,324	41,993	42,524	41,143
延人数	277	272	256	250	254	257	250

■介護予防支援の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	1,731	1,312	700	576	345	115	115
延人数	32	23	13	10	6	2	2

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

居宅サービス計画作成を行う事業者に関する情報提供を、パンフレットや広報紙等を活用して定期的に行います。また、要介護（要支援）認定者の中で介護保険サービス未利用者については、サービス利用につなげるように努めます。

また、質の高いサービスを提供できるよう事業者間の情報交換、研修等の機会を確保するよう努めます。

指定をした居宅介護支援（介護予防支援）事業所の指導を定期的実施するよう努めます。

2 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスは、住民の身近な生活圏内において提供される地域に密着したサービス（地域での生活を24時間体制で支えるもの）で、給付の観点からは介護給付としての地域密着型サービスと介護予防給付としての地域密着型サービスの両方があります。

サービスの種類は次のとおりですが、このうち地域密着型特定施設と地域密着型介護老人福祉施設の定員は30人未満と小規模なものとなっています。

これらのサービスの提供については、町がサービスを提供する事業所の審査・指定・指導監督を行います。このため、地域の実情に応じた弾力的な基準や報酬設定が可能になります。

原則として、本町の被保険者のみが利用できるサービスです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業の内容】

国が提唱している「地域包括ケア」では、単身・重度の在宅要介護者でも、介護・医療などが連携したサービスを受けながら、できる限り住み慣れた自宅・地域で生活を続けられる環境づくりが大きな目標となっています。その実現に向けて、24時間体制で柔軟に提供するサービスです。

●定期巡回訪問サービス

・利用者に対し、計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて行います。

●随時対応サービス

・24時間・365日対応可能な窓口を設置し、利用者からの連絡や通報に対応するオペレーターを配置し、通報内容に応じて随時対応を行います。

【現状と課題】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを展開する事業所は町にありません。地域包括ケアシステムの構築と深化に必要なサービスであるため、利用者の選択できる社会資源として整備が急がれるサービスです。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	1,333	3,410	3,410	9,370
延人数	0	0	0	1	2	2	5

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【今後の取り組み】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は第5期計画からの新しいサービスであり、地域ケアシステムの構築及び深化に必要なサービスであるため、平成37(2025)年度までに1事業所の参入を積極的に推進していきます。

(2) 夜間対応型訪問介護

【事業の内容】

夜間、早朝等の時間帯に訪問介護を提供するサービスです。

【現状と課題】

町内には夜間対応型訪問介護事業所はありません。利用者のニーズや参入事業者の動向把握を募りつつ整備を進めるとともに、サービス内容の周知・情報提供に努めます。

■夜間対応型訪問介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【今後の取り組み】

厚生労働省の想定する事業規模として、人口規模20～30万人で300～400人の利用者を見込んでいるものであるため、美里町単独での整備は難しい状況であると思われます。利用者のニーズや参入事業者の動向把握を行い、検討していきます。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

【事業の内容】

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

【現状と課題】

町内には認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所はありません。利用者のニーズや参入事業者の動向把握を募りつつ整備を進めるとともに、サービス内容の周知・情報提供に努めます。

■認知症対応型通所介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	309	3,283	11,829	204	408	408	408
延人数	1	2	4	1	2	2	2

■介護予防認知症対応型通所介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービス利用者のニーズや参入事業者の動向把握を行い、検討していきます。

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業の内容】

「通い」を中心に、要介護・要支援認定者の状況や希望に応じて随時、訪問や泊まりを組み合わせ、介護サービスを提供します。

【現状と課題】

町内には小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所はありません。「通い」を中心とすることにより、高齢者の生活のリズムをつくとともに、社会との接点を維持し、自宅での生活継続を支援していくサービスとして、整備の検討が必要です。

■小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	1,849	1,297	1,316	1,304	3,327	3,327	11,992
延人数	1	1	1	1	2	2	5

■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護利用者のニーズや参入事業者の動向把握を行い、積極的に検討していきます。

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業の内容】

認知症の状態にある要介護・要支援認定者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の手助けおよび機能訓練を受けるサービスです。一般に「認知症高齢者グループホーム」と呼ばれます。

【現状と課題】

認知症の状態にある要介護・要支援認定者が、認知症対応型共同生活介護を利用して共同生活を送ることで、居宅と同様の生活を送れるようにすることが大切です。そのため、認知症対応型共同生活介護事業者の経営基盤の安定化とともに、認知症対応型共同生活介護に従事する職員の研修機会を確保することで、質の高いサービスを提供できる体制の整備が必要です。

また、認知症対応型共同生活介護は、認知症が認められる高齢者同士が共同生活する場のため、トラブル等の発生について迅速に対応できる体制づくりが必要です。

■認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	80,859	78,597	98,397	94,376	97,451	103,489	112,551
延人数	28	27	32	31	32	34	37

■介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	0	0	0	0
延人数	0	0	0	0	0	0	0

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【整備の方向】

今後、認知症の人が増加するとの認識のもと、認知症対応型共同生活介護に関する広報活動を定期的に行うことで、サービス利用者の増加を図ります。

また、サービスを提供する事業者に対しては、指導監督体制やトラブル等の発生について素早く対応できる体制づくりに努めます。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

居宅サービスの一つである「特定施設入居者生活介護」により対応できることを見込み、当面、このサービスの利用はないものと想定します。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護老人福祉施設」により対応できると考えられるため、当面、このサービスの利用はないものと想定します。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

「看護小規模多機能型居宅介護」は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営するもので、このサービスにより利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになります。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点があります。

【現状と課題】

平成24(2012)年から始まったサービスで、サービス内容の周知とサービス提供基盤の整備が課題となっていますが、平成29(2017)年度から他市町の事業所を利用する実績があります。

■看護小規模多機能型居宅介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	0	0	0	2,972	5,162	5,162	5,162
延人数	0	0	0	1	2	2	2

※平成28(2016)年度まで実績値、平成29(2017)年度以降推計値

【整備の方向】

看護小規模多機能型居宅介護利用者のニーズや参入事業者の動向把握を行い、積極的に検討していきます。

(9) 地域密着型通所介護

増加する小規模の通所介護の事業所について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、定員18名以下の小規模型通所介護事業所について、通所介護（大規模型・通常規模型）や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所へ移行しない場合は地域密着型サービスへ移行することになります。

【現状と課題】

平成28（2016）年度から開始されたサービスで、地域の実情に応じた基盤整備が必要となります。

事業所によっては定員数の変更等で通所介護から地域密着型通所介護に、またはその逆の移行をすることも考えられます。

■地域密着型通所介護の実績と見込み

(単位：千円/年、人/月)

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
給付費		5,570	5,163	9,572	10,713	11,913	13,905
延人数		15	11	16	18	20	22

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【整備の方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、また、介護の重症化予防推進のため、リハビリに特化した地域密着型通所介護事業所の参入を平成37（2025）年度までに積極的に推進していきます。

◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町では、各サービスについて次のように見込みます。

(単位：人/日)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認知症対応型共同生活介護	40	40	40	40
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0

3 施設サービスの充実

施設サービスは、次に掲げる4種類の施設「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養院」、「介護療養型医療施設」で提供されています。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

【事業の内容】

入所者に施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の手助け、機能訓練、健康管理および療養上の管理を行うサービスが提供されます。

【現状と課題】

町内には2施設あり160床整備されています。

介護保険法の改正に伴い、対象者が原則要介護3以上となったことから、利用ニーズの把握とサービスの向上に向けた取り組みが必要です。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の実績と見込み （単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	216,003	236,026	273,986	277,179	283,326	293,064	360,905
延人数	80	89	101	100	102	105	128

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

本町の施設の活用を図り、入所における緊急性に応じた施設入所が行われるよう施設との連携を図っていきます。

なお、入所希望者に対して安定的にサービスが提供できるよう、事業者の整備意向などを考慮しながら県等と調整を図っていきます。

(2) 介護老人保健施設

【事業の内容】

施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の手助け及び機能訓練等のサービスを提供しながら、入所者の居宅における生活への復帰をめざす施設です。

【現状と課題】

介護老人保健施設の利用実績は、横ばい傾向で推移していることから、今後も横ばいで推移するものと予測されます。

介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉のサービス提供者との密接な連携をとっていくことや、施設を退所した後の在宅復帰や受入れ先の確保に課題があります。

■介護老人保健施設（老人保健施設）の実績と見込み （単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	69,117	56,237	53,128	56,586	56,612	56,612	63,115
延人数	22	19	17	18	18	18	20

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

近隣の施設利用も考慮して、今後は、広域的な視点から必要なサービス量が確保されるよう県等と調整を図っていきます。

(3) 介護医療院

【事業の内容】

要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、平成30（2018）年度から新たに創設されました。

【現状と課題】

順次、介護療養型病床や医療機関からの転換が行われます。

■介護医療院の見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費				0	0	0	13,550
延人数				0	0	0	3

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

新規の施設であることから介護療養型医療施設等からの転換状況について、注視していきます。

(4) 介護療養型医療施設

【事業の内容】

施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等、および機能訓練、その他必要な医療を行うサービスが提供されます。

【現状と課題】

平成30（2018）年3月末までに老人保健施設へ移行することとなっておりましたが、更に移行期間を6年間延長し、今後は新しく創設された「介護医療院」への転換を行っていくこととなります。

■介護療養型医療施設の実績と見込み

（単位：千円/年、人/月）

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
給付費	12,450	6,447	5,303	10,659	10,663	10,663	
延人数	3	1	1	2	2	2	

※平成28（2016）年度まで実績値、平成29（2017）年度以降推計値

【サービス量と質の確保のための方策】

今後は、平成36（2024）年度末で介護療養型医療施設は廃止されることから、他の介護保険施設への転換分もふまえ、近隣の施設利用を考慮して、ニーズに応じたサービス提供に努めます。

(5) その他の施設

①有料老人ホーム

高齢者が民間事業者と契約して入居し、食事など日常生活に必要なサービスを受ける施設で、入所している方が要支援や要介護状態となった場合に介護サービスを受けることができます。

【現状と課題】

平成30（2018）年1月現在、町内には3ヶ所あり合計で80戸の部屋数があります（平成30（2018）年1月現在、1施設34床を建築中であり、更に1施設81床を建築予定）。

本町においては持家率が高く在宅介護のニーズが高いため、これ以上の整備は町外からの高齢者の増加を招く恐れがあります。現在でも入居者の半数以上は、県南部及び都内からの転入者が占める状況から、今後も新設については、地域の介護・医療・福祉のバランスを欠く恐れがあるため、慎重に対応していきます。

②サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦が安心して居住、生活できる住まいとして、国土交通省と厚生労働省が所轄する「高齢者住まい法」に基づいた賃貸住宅制度です。安否確認や生活相談といったサービスの提供を義務づけているのが特徴で、契約者保護の規定も充実させています。

有料老人ホームとの違いは有料老人ホームが主に介護サービスを受ける前提で入所する施設に対し、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向けの住宅で、介護サービスは任意で選択できることになっています。

【現状と課題】

町内には3ヶ所あり合計で110戸の部屋数があります。埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数目標は高齢者人口の2%としていますが、本町においてはすでに目標を達成しており、高齢者住宅の供給戸数は充足しています。

入居状況を見ますと入居者の半数以上は、県南部及び都内からの転入者が占めている状況から、これ以上の整備は、町外からの高齢者が増加し地域の介護・医療・福祉のバランスを欠く恐れがあります。

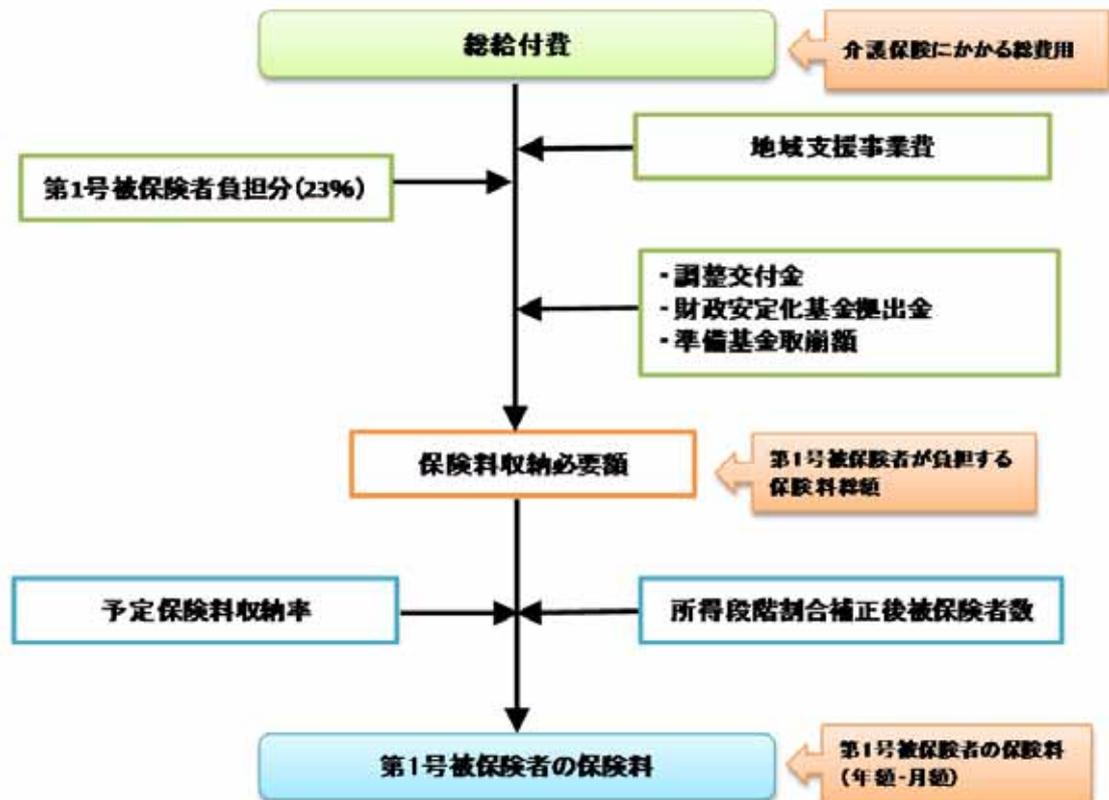
こうした状況は県北部地域も同様なことから、近隣市町と連携し県に対し、特定の地域に建設が集中しないよう県内市町村の地域バランスを配慮した整備を求めています。

第3章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料の算定は、介護保険事業費の見込みで示した総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業を加えた総費用額の内第1号被保険者が負担する分（23%）について、調整交付金や介護保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

《 介護保険料算出の流れ 》

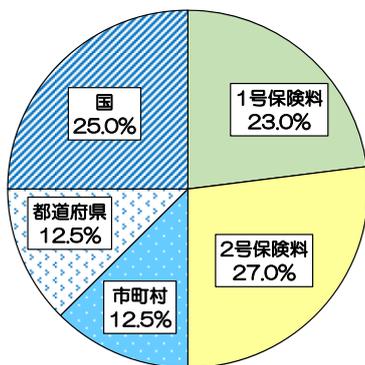


2 介護保険料の負担割合

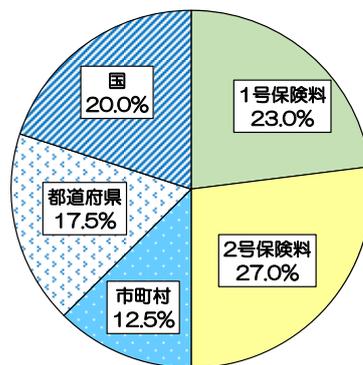
介護保険料の負担割合は第1号被保険者と2号被保険者が50%を負担し、その内第1号被保険者（65歳以上）が23%、2号被保険者（40歳から64歳）が27%となっております。

■介護保険給付費の負担割合

■保険給付（居宅分）にかかる費用

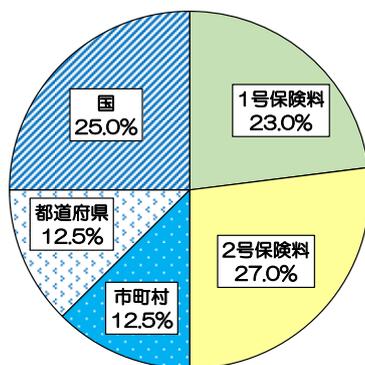


■保険給付（施設分）にかかる費用

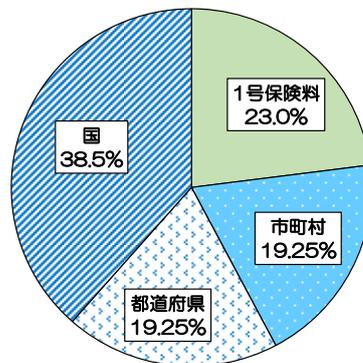


■地域支援事業

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業にかかる費用



3 第7期給付費の推計

介護保険料算定の基礎となる平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの事業費の見込み（各サービス見込み量にサービス単価を掛け合わせた給付費）は次表のとおりとなります。

■介護給付（要介護1～5）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	46,786	43,889	41,791	39,153
訪問入浴介護	3,364	2,889	2,945	1,126
訪問看護	3,277	3,540	4,038	4,458
訪問リハビリテーション	5,397	5,834	6,234	5,860
居宅療養管理指導	3,793	4,018	4,242	4,381
通所介護	163,901	164,781	160,304	154,847
通所リハビリテーション	19,915	22,706	25,163	27,164
短期入所生活介護	24,251	24,135	22,710	24,355
短期入所療養介護(老健)	3,109	2,933	2,755	1,867
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
福祉用具貸与	19,081	19,244	18,384	19,141
特定福祉用具購入費	818	818	818	818
住宅改修費	1,062	1,062	1,062	1,062
特定施設入居者生活介護	17,892	19,678	32,803	41,614
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,339	3,410	3,410	9,370
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	204	408	408	408
小規模多機能型居宅介護	1,304	3,327	3,327	11,992
認知症対応型共同生活介護	94,376	97,451	103,489	112,551
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	2,972	5,162	5,162	5,162
地域密着型通所介護	9,572	10,713	11,913	13,905
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	277,179	283,326	293,064	360,905
介護老人保健施設	56,586	56,612	56,612	63,115
介護医療院	0	0	0	13,550
介護療養型医療施設	10,659	10,663	10,663	
(4) 居宅介護支援	41,324	41,993	42,524	41,143
合計	808,161	828,592	853,821	957,947

■予防給付（要支援1、要支援2）

（単位:千円）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	33	33	33	33
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	1,852	1,853	1,853	1,853
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	801	801	801	801
特定介護予防福祉用具購入費	213	213	213	213
介護予防住宅改修	1,060	1,060	1,060	1,060
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3)介護予防支援	576	345	115	115
合計	4,535	4,305	4,075	4,075

■総額（介護給付+予防給付）

（単位:千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総給付費	812,696	832,897	857,896	962,022

4 地域支援事業費

(1) 標準給付費見込みと算定基準額

介護給付費と予防給付費と合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えて標準給付費見込額を算出します。第1号被保険者の介護保険料を算出する際の算定基準額となります。3年間合計で約27億になると見込まれます。

■ 標準給付費見込みと算定基準額

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	812,463	834,201	860,956	2,507,620
特定入所者介護サービス費等給付額	46,000	46,300	46,600	138,900
高額介護サービス費等給付額	15,200	15,300	15,400	45,900
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,750	2,800	2,850	8,400
算定対象審査支払手数料	470	470	472	1,412
標準給付費	876,883	899,071	926,278	2,702,232

※総給付費は一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を減じた額

※特定入所者介護サービス等給付費は補足給付の見直し(資産等を勘案)に伴う財政影響額を減じた額

(2) 地域支援事業費見込み

地域支援事業費は以下のように見込みます。3年間合計で約1億2千万円になると見込まれます。

■ 地域支援事業費見込み

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	15,000	15,000	15,000	45,000
包括的支援事業・任意事業費	26,000	26,300	26,500	78,800
地域支援事業費	41,000	41,300	41,500	123,800

5 第1号被保険者介護保険料

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用などから構成されます。

平成30（2018）年度から平成32（2020）年度のこれら必要となる費用及び財源から算出した美里町の介護保険料基準額は、年額63,600円（月額5,300円）となります。

■ 介護保険料基準月額の推計

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数	人	3,340	3,387	3,452	10,179
前期(65～74歳)	人	1,715	1,711	1,795	5,221
後期(75歳～)	人	1,625	1,676	1,657	4,958
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)	人	3,304	3,352	3,416	10,073
標準給付費見込額(A)	千円	876,883	899,071	926,278	2,702,232
地域支援事業費(B)	千円	41,000	41,300	41,500	123,800
第1号被保険者負担分相当額(D)	千円	211,113	216,285	222,589	649,987
調整交付金相当額(E)	千円	44,594	45,704	47,064	137,362
調整交付金見込交付割合(H)	%	4.84	4.67	4.05	
後期高齢者加入割合補正係数(F)	-	1.0181	1.0254	1.0523	
所得段階別加入割合補正係数(G)	-	0.9891	0.9894	0.9896	
調整交付金見込額(I)	千円	43,167	42,687	38,122	123,976
財政安定化基金拠出金見込額(J)	千円	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	%	0.00			
財政安定化基金償還金	円	0	0	0	0
準備基金の残高(平成29年度末の見込額)	千円				25,500
準備基金取崩額	千円				25,500
審査支払手数料1件あたり単価	円	40.00	40.00	40.00	
審査支払手数料支払件数	件	11,750	11,750	11,800	
審査支払手数料差引額(K)	千円	0	0	0	0
市町村特別給付費等	千円	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	千円				0
市町村相互財政安定化事業交付額	千円				0
保険料収納必要額(L)	千円				637,873
予定保険料収納率	%	99.400			
保険料の基準額					
年額	円				63,600
月額	円				5,300

6 所得段階における負担割合と保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準月額を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

本町の介護保険料の所得段階は、国が示す基準に従って9段階とします。

■所得段階別負担割合と介護保険料

所得段階	対 象 者	負担割合	年額	(月平均)
第1段階	・生活保護被保護者等 ・世帯全員が町民税非税の方 (老齢福祉年金受給者等及び本人年金収入等80万円以下)	基準額 ×0.50	31,800 円	2,650 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方 (前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額 ×0.75	47,700 円	3,975 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方 (第2段階に該当しない方)	基準額 ×0.75	47,700 円	3,975 円
第4段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額 ×0.90	57,240 円	4,770 円
第5段階	世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は町民税非課税の方 (第4段階に該当しない方)	基準額 ×1.00	63,600 円	5,300 円
第6段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円未満の方)	基準額 ×1.20	76,320 円	6,360 円
第7段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方)	基準額 ×1.30	82,680 円	6,890 円
第8段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方)	基準額 ×1.50	95,400 円	7,950 円
第9段階	本人が町民税課税の方 (前年の合計所得金額が300万円以上の方)	基準額 ×1.70	108,120 円	9,010 円

第3編 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

1 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、町はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、町民すべてが関わっており、施策・事業の適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

(1) 町行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設など、様々な行政分野が関わることから、町行政内部の関係各課との連携を強化します。

(2) 国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

(3) 関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスを始め各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や町社会福祉協議会や民間ボランティアなどの関係団体を中心となることから、関係団体との連携を強化します。

(4) 町民との連携強化

まちづくりの主体は町民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉にかかわる町民活動の活性化を図り、連携を強化します。

2 推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・町民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

(1) 町行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には町行政内部の多くの部所が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

(3) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

3 計画の進行管理

サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図るうえでもサービス評価が必要です。

そのために、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を検討します。

また、運営協議会等が中心となり、計画の達成状況を分析し、毎年度点検・評価を行います。

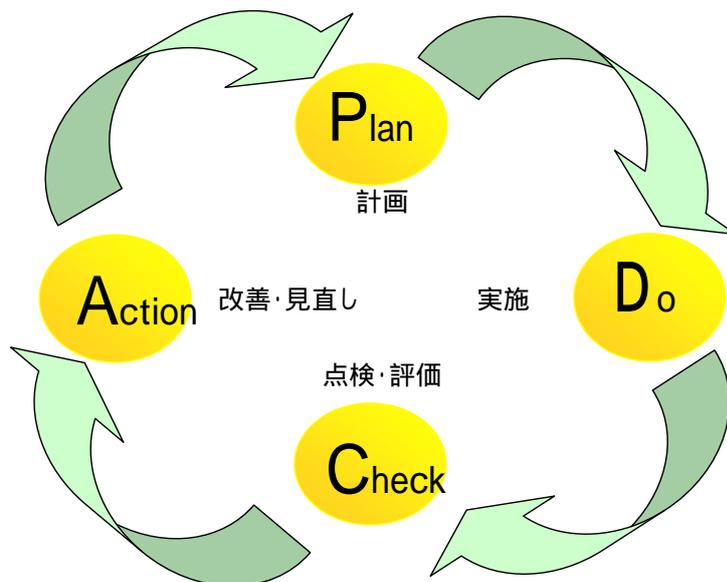
〈点検・評価の手順〉

Plan(計画) : 介護保険・老人保健福祉サービス提供計画(Plan)、目標の設定

Do(実施) : 事業の実施

Check(点検・評価) : 介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、目標値と実績値の比較

Action(改善・見直し) : 新たな介護保険・老人保健福祉サービス提供計画、新目標の設定



第2章 介護保険事業の円滑な運営に向けて

1 円滑な制度運営のための体制整備

(1) ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活が可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について、適切かつ積極的に取り組みます。

(2) 介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者に対し、地域支援事業における介護予防や介護予防サービスを実施し、要介護状態にならないよう介護予防事業に積極的に取り組みます。

2 利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図るなど、サービス利用の向上に努めます。

3 サービスの質の向上

要介護度に応じた適切なケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、町及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

4 要介護認定率減少への取り組み

安定的な介護保険事業の運営、及び高齢者が健康でいきいきと暮らせることをめざし、介護予防や要介護度の重度化防止につながる事業を展開し、要介護認定率の減少を図ります。

区分	第7期実施目標値		
	30年度	31年度	32年度
目標値	16.0%以下	16.0%以下	16.0%以下

5 介護保険適正化プログラムの推進

(1) 要介護認定の適正化

① 認定調査のチェック・点検

真にサービスを必要とする被保険者を認定するために、認定調査結果についてチェック・点検に努めます。

区分	第7期実施目標値		
年度	30年度	31年度	32年度
目標値	100%	100%	100%

②格差是正に向けた取り組み

一次判定から二次判定の重軽度変更率の格差是正に向けた取り組みを図り、適正な審査判定に努めることを目的とし、認定審査会において、見える化システム等を利用した要介護度別認定率等の提示をし、認定審査における意見統一を図り、バランスのとれた要介護認定率の適正化に努めます。

(2) ケアマネジメント等の適正化

①ケアプランチェックの実施

利用者が真に必要なサービス利用のケアプランであるかを確認するプランの質的な向上、及びプラン内容と給付内容が相違ないかを確認する給付の適正化を目的としたケアプランチェックを図ります。また、不適切な介護サービス提供の早期発見と居宅介護支援事業者の指導に取り組みます。

区分	第7期実施目標値		
年度	30年度	31年度	32年度
目標値	100%	100%	100%

※ 適正化に係る点検するプランは、新規・区分変更・更新申請後のものとする。

②住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具の購入等について、申請内容の調査により利用者の状態と施行内容等を確認し、利用者の生活環境に適した内容で行われているか、また、利用状況なども含め適切な給付になっているか点検に努めます。

区分	第7期実施目標値		
年度	30年度	31年度	32年度
目標値	100%	100%	100%

③医療情報との突合・縦覧点検

埼玉県国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検に努めます。

区分	第7期実施目標値		
年度	30年度	31年度	32年度
目標値	100件	100件	100件

(3) 事業者のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化

① 国保連介護給付適正化システムの活用

介護報酬請求の適正化にむけ、国保連介護給付適正化システムを活用し、医療情報との突合および縦覧点検の結果に基づく過誤調整等に努めます。

② 介護給付費通知の送付

架空請求や過剰請求の早期発見のため、受給者に対し介護給付費の通知をし、介護給付費の費用額およびサービス内容について自己チェックをしてもらいます。また、利用しているサービス内容を再確認してもらい、適正化についての理解を図ります。

区分	第7期実施目標値		
年 度	30年度	31年度	32年度
目標値	年2回全件	年2回全件	年2回全件

6 介護保険料の確保

介護保険料は、介護保険事業を健全に運営するための大切な財源であり、その確保に努めます。

(1) 口座振替の推進

普通徴収の被保険者については、便利で納め忘れがない口座振替を勧め、収納向上に努めます。

(2) 滞納対策の推進

未納額が増えると事業の運営に支障を来すことになります。滞納者については督促、催告のほか、戸別に訪問し介護保険制度の理解をいただき徴収に努めます。また、町税等の関係課と連携し、町役場全体での滞納対策に取り組みます。

資料編



資料編

1 策定経過

年 月 日	内 容 等
平成 29 年 7 月 7 日～7 月 29 日	◎介護予防・日常生活圏域二一ズ調査を実施
平成 28 年 11 月 1 日～ 平成 29 年 7 月 25 日	◎在宅介護実態調査を実施
11 月 7 日	第 1 回美里町介護保険運営協議会 (1) 平成 28 年介護保険決算報告 (2) 平成 29 年度介護保険の現状について (3) 第 7 期介護保険事業計画について (4) その他
1 月 24 日	第 2 回美里町介護保険運営協議会 (1) 第 7 期介護保険業計画について (2) その他
平成 27 年 1 月 21 日～2 月 19 日	パブリックコメントの実施
2 月 19 日	第 3 回美里町介護保険運営協議会・第 1 回美里町地域包括支援センター運営協議会 (1) 第 7 期介護保険事業計画（介護保険料）について (2) 地域包括支援センターの現状について (3) その他

2 介護保険施行規則（介護保険運営協議会部分の抜粋）

美里町介護保険条例施行規則

平成12年3月30日規則第16号

（介護保険運営協議会）

第5条 条例第14条に規定する美里町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- （1）法第117条第1項の介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項
- （2）地域密着型サービスの指定事務等に関する事。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町の介護保険に関する施策の実施状況の調査、その他介護保険に関する施策に関する重要事項

（意見具申）

第6条 協議会は、前条の規定により調査・審議した結果必要があると認めるときは、同条各号に掲げる事項に関して、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第7条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- （1）識見を有する者
- （2）保健医療関係者
- （3）福祉関係者
- （4）被保険者
- （5）費用負担関係者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第9条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 平成29年度美里町介護保険運営協議会・地域包括支援センター 運営協議会委員名簿

任期3年（平成29年5月1日～平成32年4月30日）

各号委員	構成		氏名
(1号委員) 3人	識見を 有する者	町議会議員代表	櫻沢 保
		区長会長	遠藤 正美
		町民生委員・児童委員協議会長	森田 實 (会長)
(2号委員) 3人	保健医療 関係者	本庄市児玉郡医師会	富田 潤
		本庄市児玉郡歯科医師会	杉田 浩之
		町保健師	木村 真代
(3号委員) 4人	福祉関係者	町社会福祉協議会事務局長	中沢 仁
		特別養護老人ホームももよの丘事務長	田川 徹
		社会福祉法人 美里会 施設長	倉上 重文
		(有)スマイルサービス代表取締役	松原 律子
(4号委員) 2人	被保険者	老人クラブ連合会長	櫻沢 宏和
		公募による被保険者代表	安齋 秀子
(5号委員) 1人	費用負担 関係者	美里町商工会長	野澤 進 (副会長)

13名

第7期 美里町
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

発行 : 平成30年3月
発行者 : 埼玉県美里町
編集 : 美里町 住民福祉健康課
〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1
0495-76-1366
FAX 0495-76-0909
ホームページ <http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>
